

**輪島市 緑の基本計画  
(輪島都市計画区域内)**



**令和5年4月**



# 目 次

## 第1章 緑の基本計画について

1 緑の基本計画とは	1
2 策定の目的	1
3 計画の位置づけと目標年次	2
4 対象とする緑	3
5 緑の機能	5
6 社会情勢の変化	6

## 第2章 緑の現況と課題

1 市の概要	8
2 緑地の現況	36
3 系統別の評価と課題	39
4 総合的な評価と課題	54

## 第3章 計画の将来像及び目標

1 基本理念	58
2 基本方針	62
3 計画の目標	64

## 第4章 緑地の配置方針

1 系統別配置方針	65
2 総合的な配置方針	75

## 第5章 緑地の保全及び緑化推進施策

1 施策の体系	78
2 都市の基盤となる緑をつくる	79
3 都市の骨格となる緑を守る	81
4 風土の緑を守る	82
5 郷土景観を受け継ぐ緑を守る	83
6 緑の交流拠点をつくる	84
7 市民と緑を育てる	85
8 都市公園の整備及び管理の方針	86
9 その他施設緑地の整備の方針	88

## 第6章 計画の推進と進捗管理

1 推進体制	89
2 進捗管理	90

# 第1章 緑の基本計画について

## 1. 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条で「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を示す緑とオープンスペースの総合的な計画です。

具体的には、公園、広場、農地、樹林地、河川等の土地や空間を広く対象として、都市の緑の将来像について定めていくものです。

輪島市（以下「本市」という。）は、行政区域に対して森林や原野が占める割合が約77%と高く、また、行政区域の約3%の都市計画区域に人口や都市施設が集約し、限られた平野部にコンパクトな市街地が形成されていることを踏まえ、今後約20年間の輪島都市計画区域における緑全般に関する基本方針を定めた総合的な計画として「輪島市緑の基本計画」を策定します。

## 2. 策定の目的

本市では、平成13年3月に「輪島市緑の基本計画」（旧計画）を策定し、都市公園の整備や民有地緑化等の推進を進めてきましたが、旧計画の策定から約20年を経過（旧計画の目標年次：令和2年（平成32年））し、その間に本市の緑を取り巻く環境は大きく変化しています。

旧計画の策定以降、上位計画である「第2次輪島市総合計画」（平成29年3月策定）、関連計画である「輪島市都市計画マスタープラン」（平成24年6月策定）、「輪島市景観計画」（平成22年4月策定）、「輪島市立地適正化計画」（平成29年3月策定）などの計画の見直し・策定がなされています。

また、本市は令和4年5月に内閣府のSDGs未来都市に選定され、令和4年6月には市民の皆様や事業者の皆様とともに持続可能な住みよいまちづくりを目指して、令和32年までに市内全体における温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。

これらの上位・関連計画や本市の方針との整合を図るとともに、連携を強化した計画として「輪島市緑の基本計画」（新計画）の策定を行うものです。

### 3. 計画の位置づけと目標年次

本計画は、上位計画である「第2次輪島市総合計画」、関連計画である「輪島市都市計画マスタープラン」等と整合・連携を図るとともに、市民の意見等を反映しながら策定します。

また、本計画の目標年次は、概ね20年後の令和22年とします。

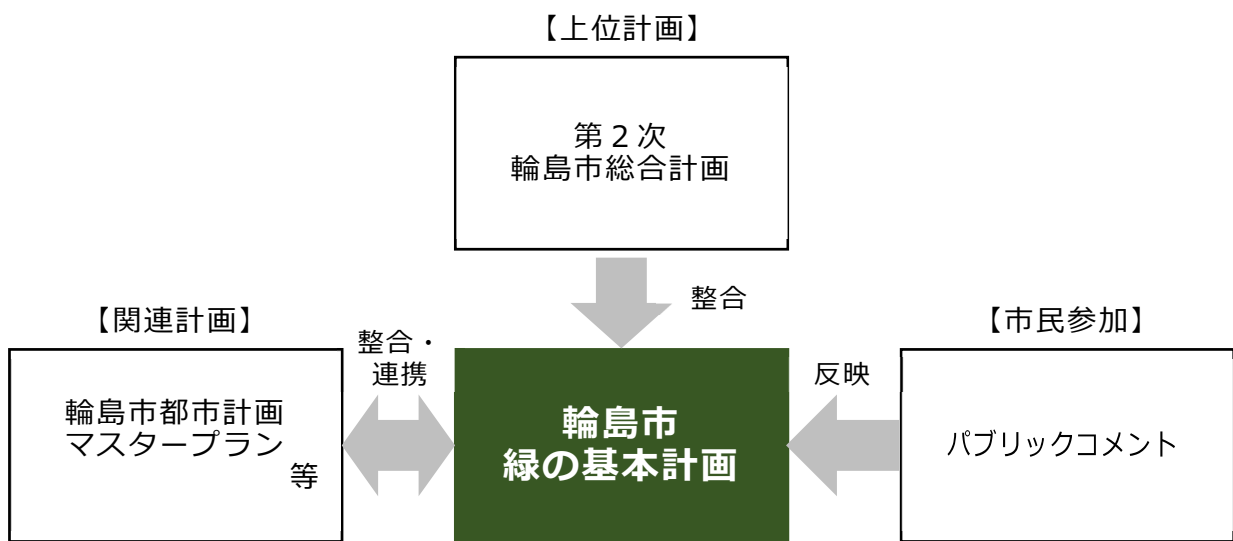


図 計画の位置づけ

## 4. 対象とする緑

対象とする緑は、大きく都市公園をはじめとする「施設緑地」、法律や条例で定められた「地域制緑地」に分類されます。

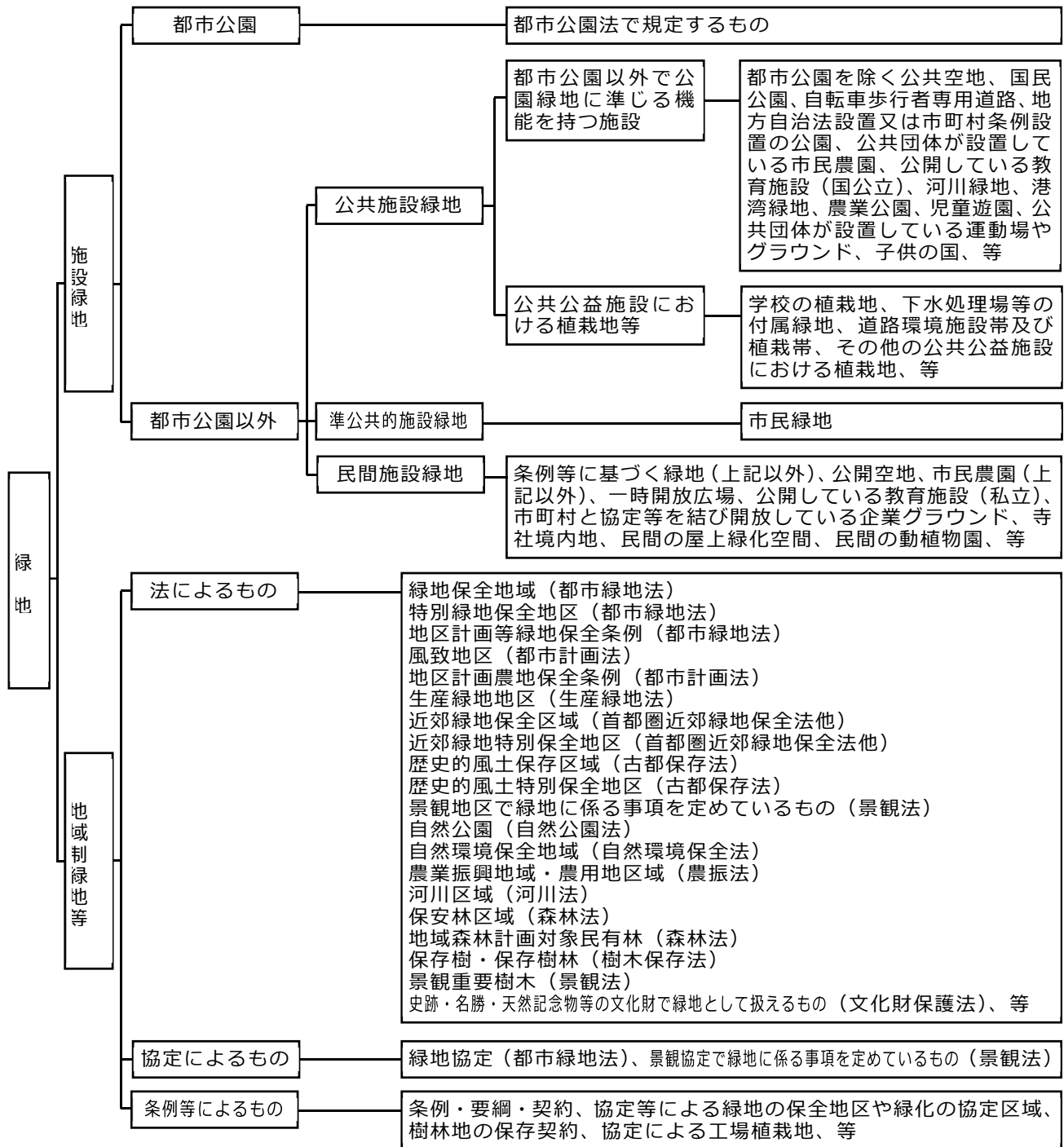


図 緑地の分類

表 都市公園の分類

種類	種別	内容
住区 基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2 ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4 ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4 ha 以上を標準とする。
都市 基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模 公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1,000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1 箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝 緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)。
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注) 近隣住区 = 幹線街路等に囲まれたおおむね 1km 四方(面積 100ha)の居住単位

## 5. 緑の機能

都市公園をはじめとする「緑」や「オープンスペース」は、良好な環境の形成、防災、美しい景観の形成等、多様な機能を持っています。

### (1) 人と自然が共生する都市環境を確保することができます

樹木等の植物は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象等により悪化する都市気象や騒音、振動の緩和等の機能を有し、また、都市内の樹林地や河川等の水辺地は、野生生物の生育地・生息地として生態系を構成し、郊外からの清涼な風を都市に送り込む風の道を形成するなど、緑の機能の適切な配置により、人と自然とが共生する都市環境を形成することができます。

### (2) 災害防止、避難地、救助活動拠点などの機能により、都市の安全を確保できます

大地震や大火災等の発生時において、人々の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、消防活動やボランティア等の救援活動拠点、復旧活動拠点、仮設住宅地、広域防災拠点等として多様な機能を持つことから、緑を適切に確保することにより都市の安全性・防災性を高めることができます。

### (3) 多様な四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観を形成します

緑は地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、次代を担う子供達の感受性を育み、国民生活にゆとりと潤いをもたらすことができます。

緑は我が国の固有の文化や歴史等と深く関わっており、緑を適切に活かすことにより、個性と魅力ある地域づくりを進めることができます。

### (4) 緑の持つ多様な機能の活用により、変化に対応した潤いのある生活空間を確保できます

自由時間の増大、価値観の多様化、交通体系の発展等に伴い、国民のレクリエーション活動は多様化、高度化、広域化しています。また、都市化の進展、少子・高齢化等に伴い、自然とのふれあい志向、健康への関心、コミュニティ意識が高まるなどレクリエーション需要は変化しつつあります。

緑の持つ多様な機能を活用することにより、経済社会や国民のレクリエーション需要の変化に対応した緑豊かで質の高い生活空間を確保することができます。

## 6. 社会情勢の変化

### (1) 少子高齢化と人口減少

我が国は、出生率・出生数の低迷や、急速に進む高齢化を背景に、2008年をピークに人口減少局面に突入しています。また、人口減少や高齢化は地域によって異なる様相で顕在化すると想定されています。

大都市では、地方から流入・定着した人々の高齢化が進むことで、特にベッドタウンとして発展してきた郊外部を中心に、高齢者数の急増が見込まれており、増大する医療・介護サービス需要への対応が困難となることが懸念されています。

一方、地方都市では、モータリゼーションの進展等を背景に低密度の市街地の拡大が進んできましたが、今後の人口減少局面においては更なる人口密度の低下が進行し、一部の地方都市では、中心部でさえ低未利用地の散在、増加が進み、人口流出の加速、高齢者人口すら減少する負のスパイラルが懸念されています。

また、大都市と地方都市の人口の地域的な偏在の加速も相まって、大都市では人口当たりの社会資本が十分な水準に追いつかない一方、人口が減少している地方都市では高次の都市機能が維持できず、都市の魅力の減退、若者の流出、地域コミュニティの崩壊等が懸念されています。

### (2) 都市化の進展と国民の環境問題等への関心の高まり

高度経済成長に伴う急激な都市化は、地表面を建物やアスファルト舗装によって覆うとともに、水系や連続した緑地の分断、改廃等も相まって、都市における緑地の量・質の低下を招きました。

その結果として、地下水涵養機能の低下や湧水の消失、ヒートアイランド現象の発生、特定の動植物の退行や生態系の変化などの問題が顕在化し、都市化に伴う様々な環境問題に直面しています。

また、都市化の進展の中で、経済性や効率性、機能性が重視された結果、我が国のまちづくりには美しさへの配慮が欠けていたことは否めませんが、近年では、都市化の収束に伴って美しい街並みなど良好な景観に対する国民の関心が高まっています。

### (3) 地方の活性化と大都市のグローバル化

現在、我が国では地方創生への取組が始まっており、それぞれの地方が有する資源を活用して、地域活性化等を図ることが急務となっています。

また、グローバルな都市間競争が激化する中、我が国の都市は、これまで以上に人材、投資、グローバル企業をより多く呼び込んでいくことが必要とされています。

そのため、器としてのビジネス環境を充実させるだけでなく、安全・安心、自然環境・生活環境、歴史・文化に至るまで都市の個性を磨いて発信すること、特にグローバルに活動する企業・人材からの評価が高い緑とオープンスペースを充実させ、自然共生型でやすらぎとにぎわいが両立した都市を構築することが急務となっています。

#### (4) 社会資本の整備と老朽化の進行

高度経済成長期の急速な都市の整備・拡大により、道路、都市公園、下水道などの社会資本は、地域差はあるものの、一定程度整備されてきました。

その一方で、これら整備された社会資本の老朽化が進行しており、戦略的かつ効率的な維持管理が課題となっています。

#### (5) 財政面、人員面の制約の深刻化

我が国の財政状況は、1990年代以降、急速に悪化し、今後地域住民が新たな負担をせずに、十分な公共投資や行政サービスを楽しむことは困難になっていくことが想定されます。

特に多くの社会資本を管理している地方公共団体においては、小規模な地方公共団体ほど専門的な知見・技術を有する職員の不足・不在が顕著となっており、財源不足や財政の硬直化で投資余力、管理余力が乏しいといった事情を抱えています。

#### (6) 国民の価値観の多様化

我が国では、成熟社会を迎え、国民の価値観が多様化するにつれて、歴史・伝統、自然、文化等経済的な側面以外の充足を求めるニーズが高まっています。このようなニーズの変化を踏まえ、都市も、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや生活の質の向上等のニーズへの対応が求められています。

#### (7) 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進

平成27年9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で記載された『持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)』では、持続可能な都市の実現、気候変動への対策など17の目標と、各目標を実現するための169のターゲット（達成基準）を掲げています。

また、日本国内のSDGs達成に向けた取組として、国が定めた「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針改訂版」(2020年)では、地方自治体の各種計画や戦略、方針、個別の施策の策定などにあたってSDGs達成に向けた貢献という観点を取り入れ、その要素を最大限反映することを推奨しており、SDGsの17の目標を踏まえた持続可能なまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

## 第2章 緑の現況と課題

### 1. 市の概要

#### (1) 自然的条件

##### ① 気象

##### 【気象概況】

輪島市が位置する能登半島は、日本海のほぼ中央に突出し、寒暖両気流が入りやすく、従って四季の変化、季節の移り変わりが細やかです。

しかし、冬期中の雨天候は北陸地方全般に見られる現象であり、多少の相違はあるものの、能登半島においても降雨・降雪の日が多いこと、日照時間の乏しいことが特徴です。

平均気温は14.0℃前後で、最高気温は約35℃～39℃、最低気温は-5℃～-3℃、降水量（総量）は約1,700～2,900mmとなっています。

冬季の降水量は、日本海沿岸特有の降雪によることが多く、一冬当たりの降雪量は平均131cmとなっています。

表 気象概況

	気温（℃）			降水量（mm）			最多風向	最大風速時風向
	平均	最高	最低	総量	日最大降水量	降雪量（cm）		
2010年	14.2	36.1	-2.8	2,256.0	114.5	169	南西	南西
2011年	13.6	34.8	-3.6	2,484.0	157.0	175	南西	南西
2012年	13.6	36.6	-5.3	2,053.0	60.5	224	北	南南西
2013年	13.7	36.2	-4.0	2,907.0	135.0	173	南南西	南南西
2014年	13.5	35.7	-3.8	2,502.5	115.5	46	北	北
2015年	14.1	37.4	-2.9	1,711.5	81.0	83	南西	西南西
2016年	14.3	35.2	-3.1	2,307.5	125.5	136	南南西	南西
2017年	13.7	35.6	-3.6	2,307.0	78.5	75	北	北
2018年	14.2	37.9	-5.2	2,736.5	211.5	246	南	南
2019年	14.3	37.5	-3.2	1,764.5	92.0	56	北	南西
2020年	14.6	38.6	-3.2	2,195.0	92.0	16	北	北北西
2021年	14.3	35.5	-4.0	2,094.0	51.0	168	南西	南西
平均	14.0	36.4	-3.7	2,276.5	109.5	131		

出典：気象庁

## 【気象概要】

季節毎の気象の特徴について以下に示します。

## ◆春期

3月頃から気温の上昇が始まり、大陸からの移動性高気圧と低気圧とが交互に到来し、天候が周期的に変化します。また、4月から5月にかけての「フェーン風」が北陸地方の特徴ですが、特に半島では日中南寄りの強風が吹く日が多くなります。

## ◆夏期

梅雨は6月中旬から7月中旬で、梅雨期の後半には大雨が降ることもあります。梅雨が明けると太平洋高気圧の圏内に入り、海陸風現象が顕著となります。涼しい海風が吹き込みやすいため、加賀地方と比べて涼しくなっています。

## ◆秋期

気温は下降する傾向にあり、空気も澄み切り一年中で一番過ごしやすい時期です。また、8月から10月には台風が襲来します。

## ◆冬期

西高東低の気圧配置が続き、雪や曇の日が多くなります。沿岸部の積雪量は比較的少ないですが、山間地の積雪量は多いです。半島の性質から、季節風による強風が特に強いですが、冬の冷え込みはそれほど厳しいものではありません。

表 気象概要（2021年1月～12月）

	気温（℃）			降水量（mm）			最多風向	最大風速時風向
	平均	最高	最低	総量	日最大降水量	降雪量（cm）		
1月	2.9	6.3	0.0	296.5	30.5	113	南西	南西
2月	5.1	9.2	1.0	125.5	43.0	26	南西	西南西
3月	8.0	13.1	3.1	103.0	29.5	—	南西	南西
4月	10.6	15.5	5.2	139.5	45.5	—	南西	西
5月	16.6	21.1	12.4	129.5	21.5	—	南南西	北
6月	20.7	24.9	16.8	141.5	51.0	—	南	南
7月	25.5	29.6	22.2	102.0	33.5	—	南西	南西
8月	25.8	30.0	22.4	194.0	32.0	—	南西	南西
9月	22.0	26.7	17.9	157.0	47.0	—	南	南
10月	17.1	21.8	12.9	152.5	43.0	—	北	南南西
11月	11.2	16.0	7.0	252.5	48.5	—	西南西	西南西
12月	6.0	9.5	2.5	300.5	46.0	19	北	北北西

出典：気象庁

## ②地形

輪島市は、石川県北部の日本海に突出した形になっている能登半島の北部に位置します。

能登半島の大部分は海拔高度 300m未滿の比較的平坦な能登丘陵となっています。その中に高洲山(標高 567m)、宝立山(標高 471m)などの山塊が突出しています。能登半島の丘陵地は、一般的に開析が進行しているため、平坦面の残存がきわめて小さい状況です。

輪島市についても丘陵地が大部分を占めています。市街地の宅田町、稲舟町、杉平町、塚田町付近には海拔高度 20~80mほどの海成段丘や河川の一部には河岸段丘が見られます。

中心市街地には河原田川と鳳至川が流れ、それらの河川沿いに低地が広がっています。

沿岸部は、外浦の特徴な景観である岩礁海岸が多くなっていますが、市街地の西端に位置する輪島崎では、砂浜海岸(袖ヶ浜海岸)が見られます。

## ③地質・土壌

鳳至川沿いや沿岸の低地部分では細粒灰色低地土壌、河原田川沿いでは細粒グレイ土壌が分布し、生産力が高く、水田として利用されています。

西部と中央部の丘陵では、一般的に生産力の高い褐色森林土壌が広く分布しています。

また、鳳至川と河原田川の合流付近の海成段丘は黄色土壌となっています。

黄色土壌は生産力が低く人工林の造成は期待できませんが、アカマツの天然更新による造成は可能です。

## ④水系

能登半島に見られる河川は、一般に後背の低山性山地、丘陵地を反映して大河川が発達せず河川勾配が緩く、流路長の短いものが多いです。

### ◆河原田川

流路長の短いものが多い中、流路長 18,650mと比較的長い2級河川です。輪島市より南部に位置する大原岳に源を発し、外浦の山地を切り輪島市内を貫流し、輪島港に注いでいます。市街地を流れる支川として鳳至川があり、輪島市街地で河原田川と合流しています。

### ◆塚田川

輪島市東部の丘陵地に源を発し、輪島市街地より外れた東部を通り、日本海に注ぐ2級河川です。流路長 1,965mと短い河川です。

◆鳳至川

河原田川の支川で、輪島市の南西部の丘陵地に源を発し、国道 249 号に沿って流れ、輪島市街地で河原田川と合流する流路長 13,890mの河川です。

⑤植生

低地部分は市街地となっていますが、国道 249 号より南部は比較的緑の多い市街地となっています。

河川沿いには水田が分布、丘陵や段丘はヒノキアスナコの植林地が多くを占めています。

標高の高い丘陵地は、ヤブツバキクラス域の代償植生であるコナラ群落となっています。

市街地東部の一本松総合運動公園付近や冬期の季節風の影響を強く受ける沿岸部にはケヤキ群落、天神山や鳳来山のある輪島崎にはクロマツ群落があることが特徴となっています。

また、輪島崎には、ヤブツバキクラス域自然植生のイノデータブ群落が残っています。

⑥動物相

◆ほ乳類

輪島市で見られるほ乳類として、ジネズミ、ヒミズ、アズマモグラ、タヌキ、キツネ、イタチ、アナグマ、アカネズミ、ヒメネズミ、ノウサギが挙げられます。

◆鳥類

輪島市で見られる鳥類として、シロチドリが挙げられます。シロチドリは砂浜海岸に生息し、海岸や埋立地、河川の中洲などの地面に浅いくぼみを掘り巣を造りますが、海岸の侵食やレジャー車両の進入、海岸清掃などによって繁殖地が打撃を受けています。この他、海岸部にはハクセキレイの別亜種のホオジロハクセキレイの繁殖が記録されています。

◆昆虫類

クロモンヤマトヨコバイが輪島市内の丘陵地で見られます。この種は、「第 2 回自然環境保全基礎調査」の調査対象種となっています。

◆両生類

「第 2 回自然環境保全基礎調査」の調査対象種であるクロサンショウウオは、能登から加賀まで県内には広く分布していますが、輪島市街地では特に見られません。

輪島市内を流れる塚田川にモリアオガエル、鳳至川の上流に調査対象種のヒダサンショウウオの生息地が確認されています。

## ◆淡水魚

鳳至川には、全国的に減少してきている種であるカマキリ（淡水魚）の分布が確認されています。また、鳳至川と河原田川の下流部分では、サケとシロウオが確認されています。石川県内では、サケの遡上が各種の河川構造物によって阻害されている河川もあります。

参考：第2回自然環境保全基礎調査 環境庁  
：新版いしかわの動植物

## ⑦土地自然特性

## 【植物群落、野生動物生息地等】

## ◆杉平諏訪神社のウラジロガシ

県内でのウラジロガシ林は標高 40～250mがおおよその植生域であり、杉平諏訪神社のウラジロガシは低標高のウラジロガシとして貴重です。この他、境内には、タブ、アカマツ、モミの巨樹が見られます。

## ◆輪島前神社のタブの木

冬期の季節風に対して風背側斜面に成立し、イノデータブノキ群落に属するタブ林で、原植生が残っています。

出典：日本の重要な植物群落Ⅱ北陸版

## ◆鳳至川

絶滅のおそれのある種、学術上重要な種であるカマキリ（淡水魚）やクロサンショウウオ（両生類）が生息しています。また、上流部にはヒダサンショウウオの生息地があります。

参考：第2回自然環境保全基礎調査 環境庁

## ◆日和山のモクゲンジ 22 本（市指定文化財、天然記念物）

モクゲンジは、植物分布上、本県の北限生息地として特筆される、貝願誓の珍稀植物です。日和山西側急峻崖に 22 本生息しているのが認められます。モクゲンジの他、タブの老木も生息しています。

日和山は、古来より漁師の汐見場所であり、現在では輪島波浪観測所が置かれています。北の七ツ島や東の高州山を望め、眼下には、侵食された奇岩、塩水プールがある景勝地の鴨ヶ浦、西には白砂の袖ヶ浜海岸が見られます。

出典：輪島市の文化財 輪島市

◆巨樹・巨木林

輪島崎町浄明寺のタブノキ 1本、スダジイ 5本

河井町重蔵神社のタブノキ 1本

河井町蓮江寺のタブノキ 1本、ケヤキ 2本

鳳至町住吉神社のケヤキ 4本

杉平町諏訪八幡神社のスダジイ 1本、タブノキ 4本、モミ 1本

宅田町伊勢神社のヒノキアスナロ 1本

小伊勢町廣田神社のタブノキ 2本、ケヤキ 1本

山本町八幡神社のスギ 1本

出典：第4回自然環境保全基礎調査－日本の巨樹・巨木林（甲信越・北陸版）環境庁

【良好な水辺地・湧水地等】

◆袖ヶ浜海岸

天神山の麓にあり、鴨ヶ浦の岩礁海岸に隣接する穏やかな入り江で、白砂の海岸が広がっています。国際交流村の拠点となっており、海水浴、キャンプ等の野外レクリエーションが楽しめます。

【良好な地形・地質を有する土地等】

◆輪島市街地の海成段丘

輪島市街地には、稲舟町や宅田町に各々延長約0.7kmの海成段丘が3箇所存在します。段丘の辺縁部や上部は住宅や公共施設等により宅地化しています。

参考：日本の自然景観北陸版 環境庁

◆鴨ヶ浦

輪島市街地に接する海岸で唯一自然海岸が残っている場所です。日本海の荒波によって海食された岩床が広がり、先端に「猫の地獄」「象の鼻」「竜の背」と呼ばれる奇岩があります。冬には、能登の風物詩の波の花が見られます。

一帯の岩石は、1,400万年ほど前に堆積した石灰質砂岩からなっており、岩の中からウニ・ツノガイ・フジツボなどの化石が多出し、サメやカメの仲間の化石も見ついています。岩礁の海はサザエが多く海士の漁場、冬は岩のりの採取場ともなっています。

出典：かがのと巨樹名木探訪  
：いしかわの自然百景

## 【伝統的、歴史的風土を代表する、または、文化的意義を有する緑・水辺等】

- ◆長谷部信連の墳墓（山岸町）
- ◆中段の板碑（中段町）
- ◆義人を祀る霊地（河井町）
- ◆輪島市の区域内に所在する古墳群（市指定文化財、史跡）
  - 稲舟古墳群（横穴）（稲舟町）
  - 四ツ塚古墳群（円墳）（釜屋谷町）
  - 杉平の蝦夷穴古墳群（横穴）（杉平町）

出典：輪島市の文化財 輪島市

## ◆河原田川

河原田川下流での四つ手網によるイサザ（シロウオ）とりは、輪島の早春の風物詩です。

## ◆重蔵神社

古くから市場が営まれている朝市通りと昭和初期より商店や飲食店で賑わうわいち商店街のアイストップ上にあるシンボリックな神社です。朝市通りやわいち通りは観光客が多く訪れ、輪島の代表的な観光地となっています。

正月には国指定重要無形民俗文化財に指定されている面様年頭が行われる他、朝粥講など様々な行事が年中行われています。境内には、巨樹（タブノキ）があります。

(2) 社会的条件

①人口

●人口総数

平成12年から令和2年における人口の推移を見ると、行政区域の人口は、平成12年に34,531人であったのが年々減少し、令和2年では24,608人と20年間で約10,000人減少しています。

また、本市の都市計画区域人口、用途地域指定区域人口、DID区域人口についても減少傾向となっています。

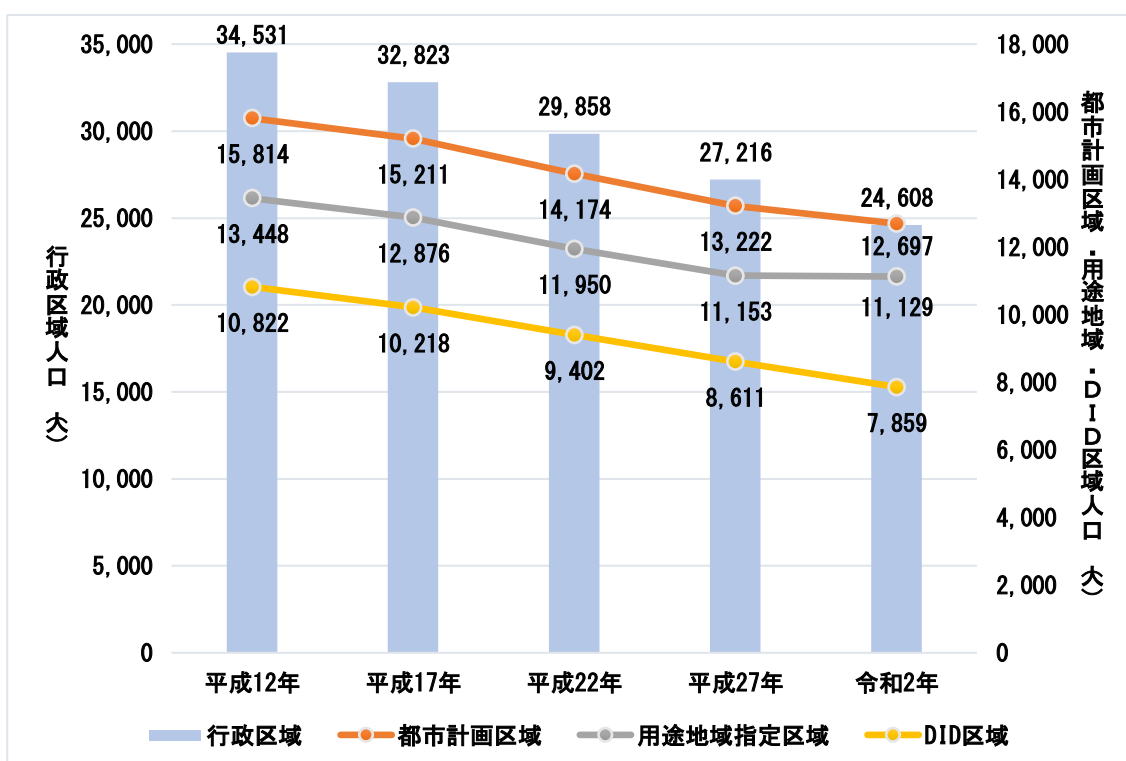


図 人口の推移

表 人口の推移

区域別人口	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年			
	人口 (人)	人口 (人)	人口 (人)	人口 (人)	人口 (人)			
行政区域	34,531	32,823	29,858	27,216	24,608			
都市計画区域	15,814	15,211	14,174	13,222	12,697			
用途地域指定区域	13,448	12,876	11,950	11,153	11,129			
うち DID 区域	10,822	10,218	9,402	8,611	7,859			
用途地域指定区域外	2,366	2,335	2,224	2,069	1,568			
区域別人口の増減	平成 12 年～平成 17 年の増減		平成 17 年～平成 22 年の増減		平成 22 年～平成 27 年の増減		平成 27 年～令和 2 年の増減	
	人口 (人)	人口増減率 (%)	人口 (人)	人口増減率 (%)	人口 (人)	人口増減率 (%)	人口 (人)	人口増減率 (%)
行政区域	-1,708	-4.9	-2,965	-9.0	-2,642	-8.8	-2,608	-9.6
都市計画区域	-603	-3.8	-1,037	-6.8	-952	-6.7	-525	-4.0
用途地域指定区域	-572	-4.3	-926	-7.2	-797	-6.7	-24	-0.2
うち DID 区域	-604	-5.6	-816	-8.0	-791	-8.4	-752	-8.7
用途地域指定区域外	-31	-1.3	-111	-4.8	-155	-7.0	-501	-24.2

出典：国勢調査

## ●人口密度

本市では、行政区域人口の減少と共に、都市計画区域及び DID 区域の人口についても減少傾向を示していますが、都市計画区域面積と DID 区域面積はともに増加傾向にあります。

その結果、人口密度は低下傾向を示しており、令和 2 年における人口密度は都市計画区域で 9.2 人/ha、DID 区域で 31.8 人/ha となっています。

表 人口密度の推移

	DID 区域			都市計画区域		
	面積 (ha)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)	面積 (ha)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)
平成 12 年	208.0	10,822	52.0	1,358.0	15,814	11.6
平成 17 年	209.0	10,218	48.9	1,358.0	15,211	11.2
平成 22 年	225.0	9,402	41.8	1,372.7	14,174	10.3
平成 27 年	225.0	8,611	38.3	1,376.4	13,222	9.6
令和 2 年	247.0	7,859	31.8	1,376.4	12,697	9.2

出典：国勢調査

●世帯数

平成 12 年から令和 2 年における世帯数の推移を見ると、平成 12 年に 12,171 世帯であったのが年々減少し、令和 2 年では 10,208 世帯と 20 年間で約 2,000 世帯減少しています。

人口、世帯数ともに減少傾向を示していますが、人口減少の傾向が顕著であるため、世帯当たり人員は年々減少傾向となっています。

また、石川県平均との比較では、本市と石川県平均の世帯当たり人員は同程度となっています。

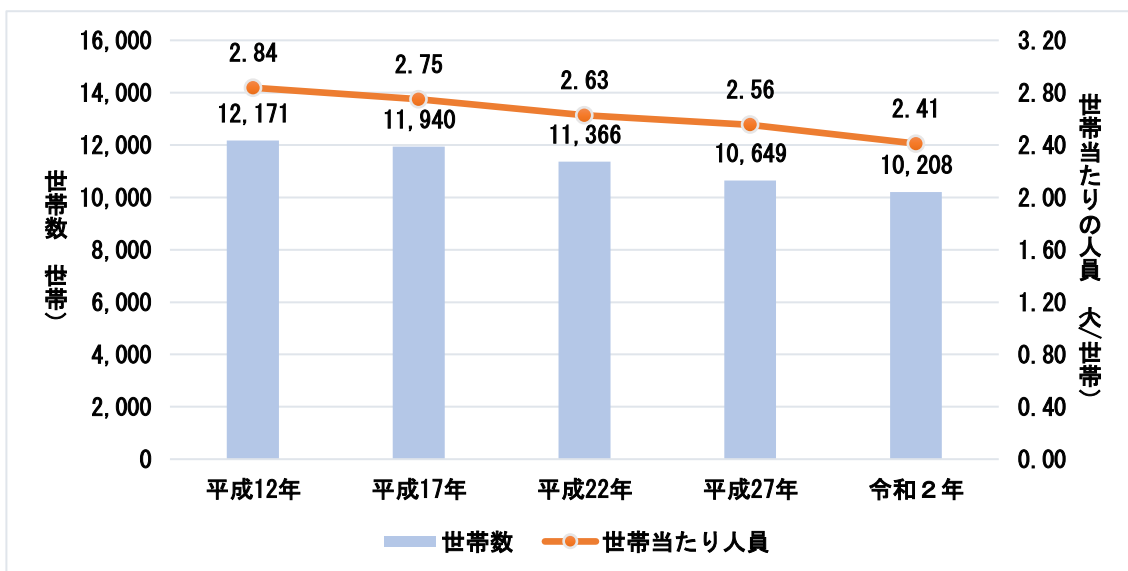


図 世帯数及び世帯人員の推移

表 世帯当たり人員の推移

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
人口 (人)	34,531	32,823	29,858	27,216	24,608
世帯数 (世帯)	12,171	11,940	11,366	10,649	10,208
世帯当たり人員 (人)	2.84	2.75	2.63	2.56	2.41
世帯当たり人員 石川県平均 (人)	2.87	2.77	2.65	2.55	2.41

出典：国勢調査

●年齢別人口

平成12年から令和2年における年齢別人口の推移を見ると、平成12年には年少人口が3,533人(13.4%)、生産年齢人口が15,328人(58.1%)、老年人口が7,517人(28.5%)であったのが、令和2年には年少人口が1,807人(7.4%)、生産年齢人口が11,351人(46.3%)、老年人口が11,327人(46.3%)と年少人口、生産年齢人口が減少する一方で、老年人口は増加しており、少子高齢化が進行しています。

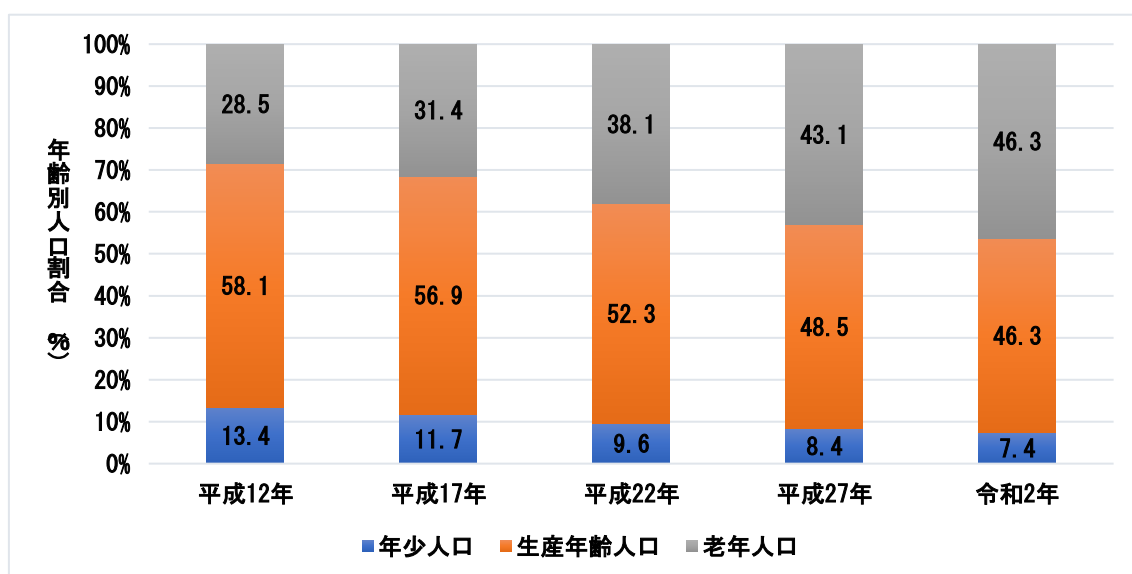


図 年齢別人口の推移

表 年齢別人口の推移

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)
年少人口 (0~14才)	3,533	13.4	2,952	11.7	2,849	9.6	2,283	8.4	1,807	7.4
生産年齢人口 (15~64歳)	15,328	58.1	14,408	56.9	15,600	52.3	13,198	48.5	11,351	46.3
老年人口 (65歳以上)	7,517	28.5	7,941	31.4	11,357	38.1	11,715	43.1	11,327	46.3
総合計	26,378	100.0	25,301	100.0	29,806	100.0	27,196	100.0	24,485	100.0

※年齢不詳を除く

出典：国勢調査

●産業別人口

平成12年から令和2年における産業別人口の推移を見ると、平成12年には第1次産業人口が2,882人(16.1%)、第2次産業人口が6,239人(34.9%)、第3次産業人口が8,779人(49.0%)であったのが、令和2年には第1次産業人口が1,152人(10.6%)、第2次産業人口が2,516人(23.2%)、第3次産業人口が7,197人(66.2%)と第1次産業及び第2次産業人口の割合が減少する一方で、第3次産業人口の割合は増加しており、産業構造の高度化が進行しています。

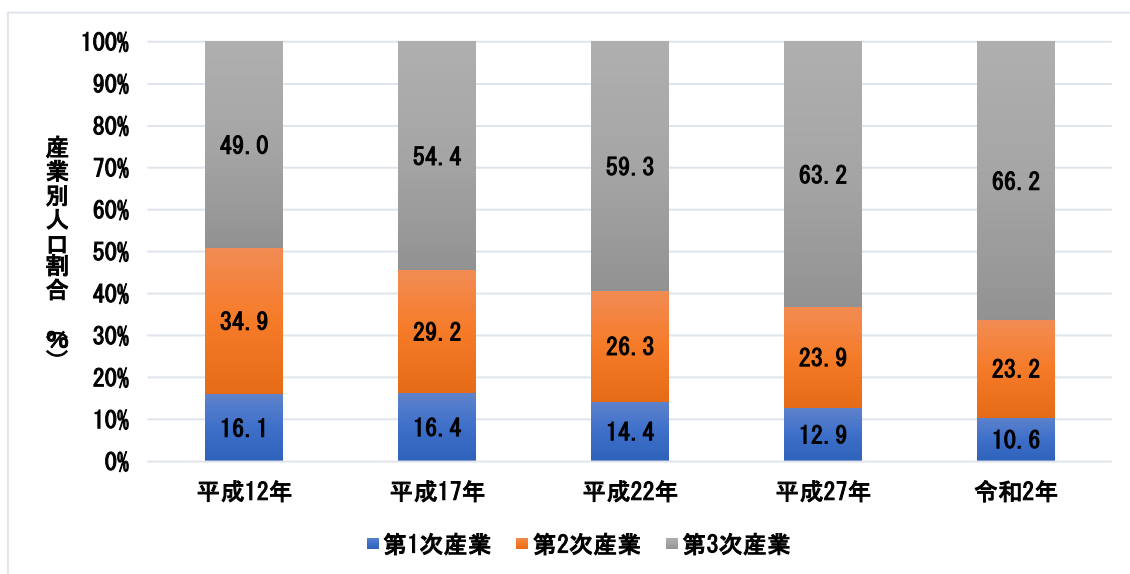


図 産業別人口の推移

表 産業別人口の推移

産業分類	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	就業者数(人)	構成比(%)	就業者数(人)	構成比(%)	就業者数(人)	構成比(%)	就業者数(人)	構成比(%)	就業者数(人)	構成比(%)
第1次産業	2,882	16.1	2,625	16.4	1,902	14.4	1,549	12.9	1,152	10.6
第2次産業	6,239	34.9	4,678	29.2	3,480	26.3	2,876	23.9	2,516	23.2
第3次産業	8,779	49.0	8,703	54.4	7,842	59.3	7,598	63.2	7,197	66.2
合計	17,900	100.0	16,006	100.0	13,224	100.0	12,023	100.0	10,865	100.0

※分類不能を除く

出典：国勢調査

また、平成28年における産業別販売額を見ると、「卸売業、小売業」の販売額が15,648百万円（25.3%）と最も高く、「建設業」が14,837百万円（24.0%）、「製造業」が10,594百万円（17.1%）と続いており、これら3業種で全体の販売額の約7割を占めています。

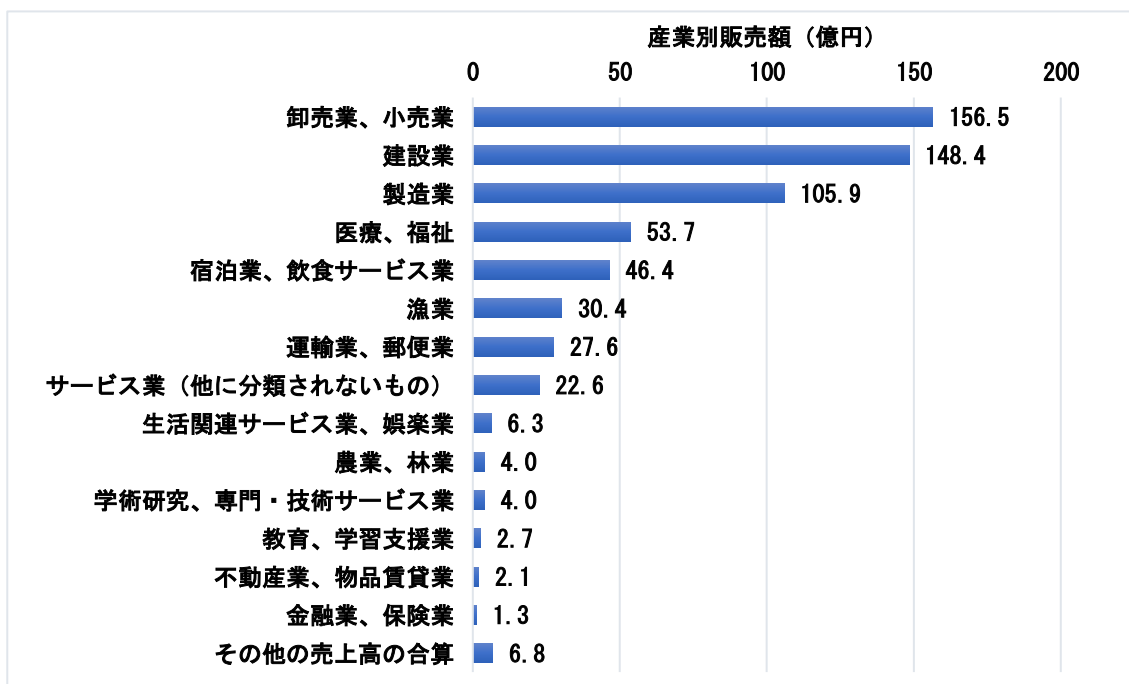


図 産業別販売額（平成28年）

表 産業別販売額（平成28年）

産業分類	平成28年	
	販売額 （百万円）	構成比（%）
卸売業、小売業	15,648	25.3
建設業	14,837	24.0
製造業	10,594	17.1
医療、福祉	5,373	8.7
宿泊業、飲食サービス業	4,642	7.5
漁業	3,038	4.9
運輸業、郵便業	2,755	4.5
サービス業（他に分類されないもの）	2,263	3.7
生活関連サービス業、娯楽業	628	1.0
農業、林業	396	0.6
学術研究、専門・技術サービス業	396	0.6
教育、学習支援業	267	0.4
不動産業、物品賃貸業	205	0.3
金融業、保険業	131	0.2
その他の売上高の合算	682	1.1
合計	61,855	100.0

出典：経済センサス

②土地利用

●土地利用状況

土地利用の状況を見ると、都市計画区域では「山林」が739.4ha（53.7%）と最も多くを占めているとともに、自然的土地利用面積が都市的土地利用面積を上回っています。

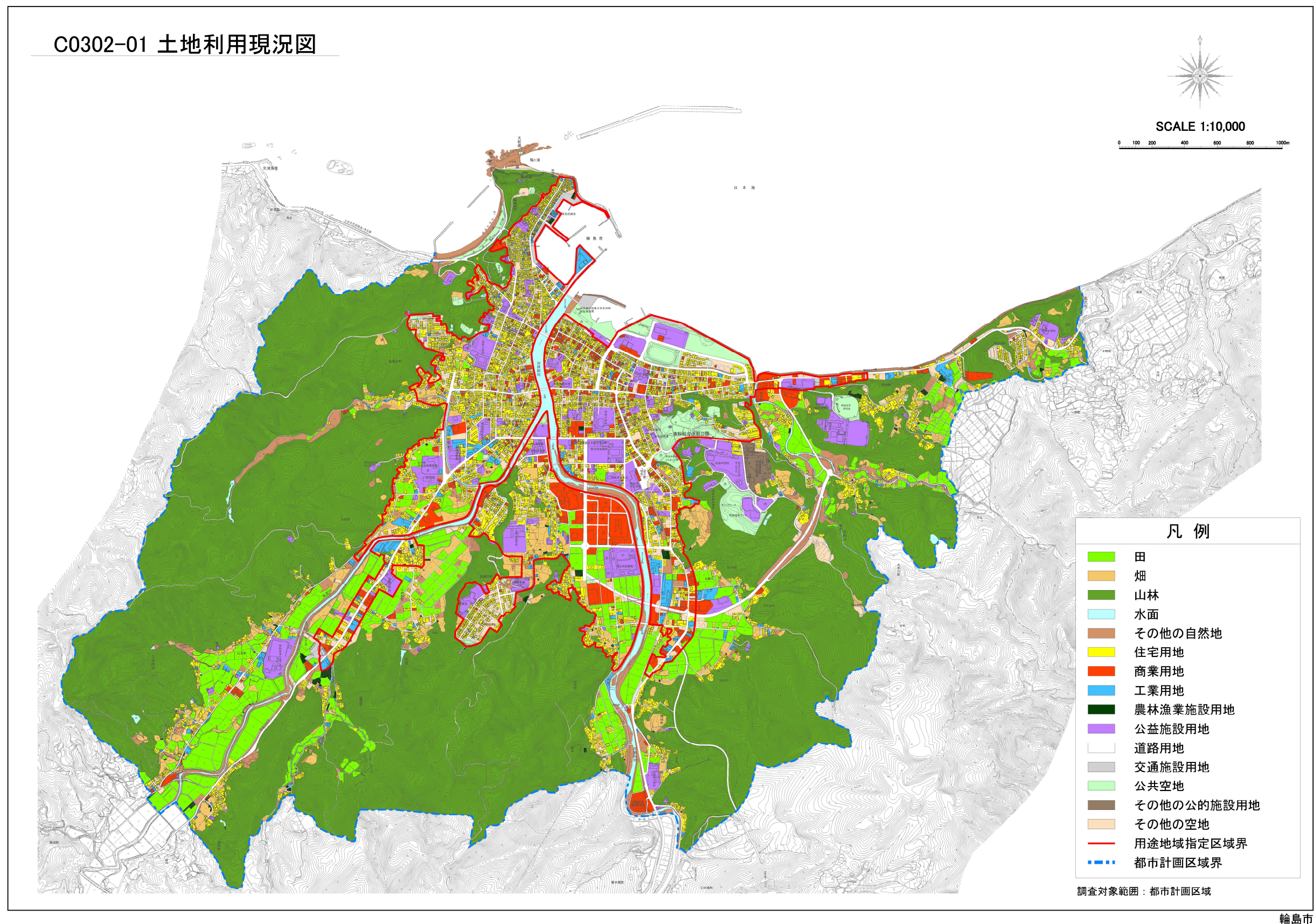
一方、用途地域指定区域では「住宅用地」が103.4ha（31.0%）と最も多くを占めています。

表 土地利用の状況

区域区分	土地利用		都市計画 区域 面積 (ha)	都市計画 区域 面積割合 (%)	用途地域 指定区域 面積 (ha)	用途地域 指定区域 面積割合 (%)	用途地域 指定外区域 面積 (ha)	用途地域 指定外区域 面積割合 (%)
自然的 土地利用	農地	田	105.6	7.7	16.5	4.9	89.1	8.5
		畑	43.5	3.2	10.9	3.3	32.6	3.1
	山林		739.4	53.7	10.4	3.1	729	69.9
	水面		20.4	1.5	1	0.3	19.4	1.9
	その他の自然地		49.9	3.6	5.7	1.7	44.2	4.2
	小計		958.8	69.7	44.5	13.3	914.3	87.7
都市的 土地利用	宅地	住宅用地	138.3	10.0	103.4	31.0	34.9	3.3
		商業用地	41.1	3.0	36.1	10.8	5	0.5
		工業用地	18.5	1.3	13.6	4.1	4.9	0.5
	農業用施設用地		3.2	0.2	0.9	0.3	2.3	0.2
	公共・公益用地		89	6.5	58.4	17.5	30.6	2.9
	道路用地		89.9	6.5	54.3	16.3	35.6	3.4
	交通施設用地		5.2	0.4	2.9	0.9	2.3	0.2
	その他公的施設用地		3.3	0.2	0	0.0	3.3	0.3
	その他の空地		29.1	2.1	19.5	5.8	9.6	0.9
	小計		417.6	30.3	289.1	86.7	128.5	12.3
合計			1,376.40	100	333.6	100	1,042.80	100

出典：平成30年度輪島市都市計画基礎調査

C0302-01 土地利用現況図



出典：平成30年度輪島市都市計画基礎調査

図 土地利用現況図

## ③面整備事業

## ●土地区画整理事業

本市では、昭和45年～昭和47年にかけて「二ツ屋団地土地区画整理事業」が実施されているほか、平成時代以降には、「釜屋谷堀町土地区画整理事業」（平成5年～平成9年）、「輪島市山岸土地区画整理事業」（平成27年～平成29年）が実施されています。

表 土地区画整理事業一覧

事業期間	事業名
昭和45年～昭和47年	二ツ屋団地土地区画整理事業
平成5年～平成9年	釜屋谷堀町土地区画整理事業
平成27年～平成29年	輪島市山岸土地区画整理事業

出典：平成30年度輪島市都市計画基礎調査

## ●都市再生整備計画事業

本市では、平成18年度以降において、「輪島地区」、「町野地区」、「輪島中央地区（1期、2期）」、「臨空地区」の4地区を対象とした都市再生整備計画事業が実施されています。

表 都市再生整備計画事業一覧

計画期間	事業名	地区
平成18年度～平成22年度	都市再生整備計画事業	輪島地区
平成21年度～平成25年度	都市再生整備計画事業	町野地区
平成23年度～平成27年度	都市再生整備計画事業	輪島中央（1期）地区
平成24年度～平成27年度	都市再生整備計画事業	臨空地区
平成28年度～令和3年度	都市再生整備計画事業	輪島中央（2期）地区

出典：輪島市HP

④文化財

表 県指定の史跡

種別	名称	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
史跡	中段の板碑	中段町後谷	個人	S14.3.18

表 市指定の史跡

種別	名称	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
史跡	長谷部信連の墳墓	山岸町は部1番1地	個人	S31.4.30
史跡	稲舟古墳群（横穴）	稲舟町大石39番地 他	—	S47.2.27
史跡	稲舟古窯跡	稲舟町春日5番地 他	稲舟町区	S44.7.11
史跡	（二）四ツ塚古墳群（円墳）	釜屋谷町	—	S44.7.11
史跡	日和山の方角石	輪島崎町1部64番地甲	輪島前神社	S53.11.29
史跡	義人を祀る霊地	河井町14部95番地	輪島市史跡保存会	S56.1.27

表 市指定の天然記念物

種別	名称	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
天然記念物	日和山のモクゲンジ	輪島崎町2部34番地甲	輪島前神社	S59.12.24

出典：輪島市文化財一覧表

## ⑤ 都市施設

### ● 都市計画道路

本市の都市計画道路は、14路線指定されており、計画延長29,177mに対して、令和2年度末時点で約6割が改良済み又は概成済みとなっています。

### ● 港湾

都市計画法により、臨港地区（12.6ha）に指定されている輪島港があります。

### ● 上水道

本市の上水道については、令和3年3月末時点において、上水道給水区域内人口23,998人に対し、計画給水人口25,277人（普及率105.3%）、現在給水人口19,572人（普及率81.6%）となっています。

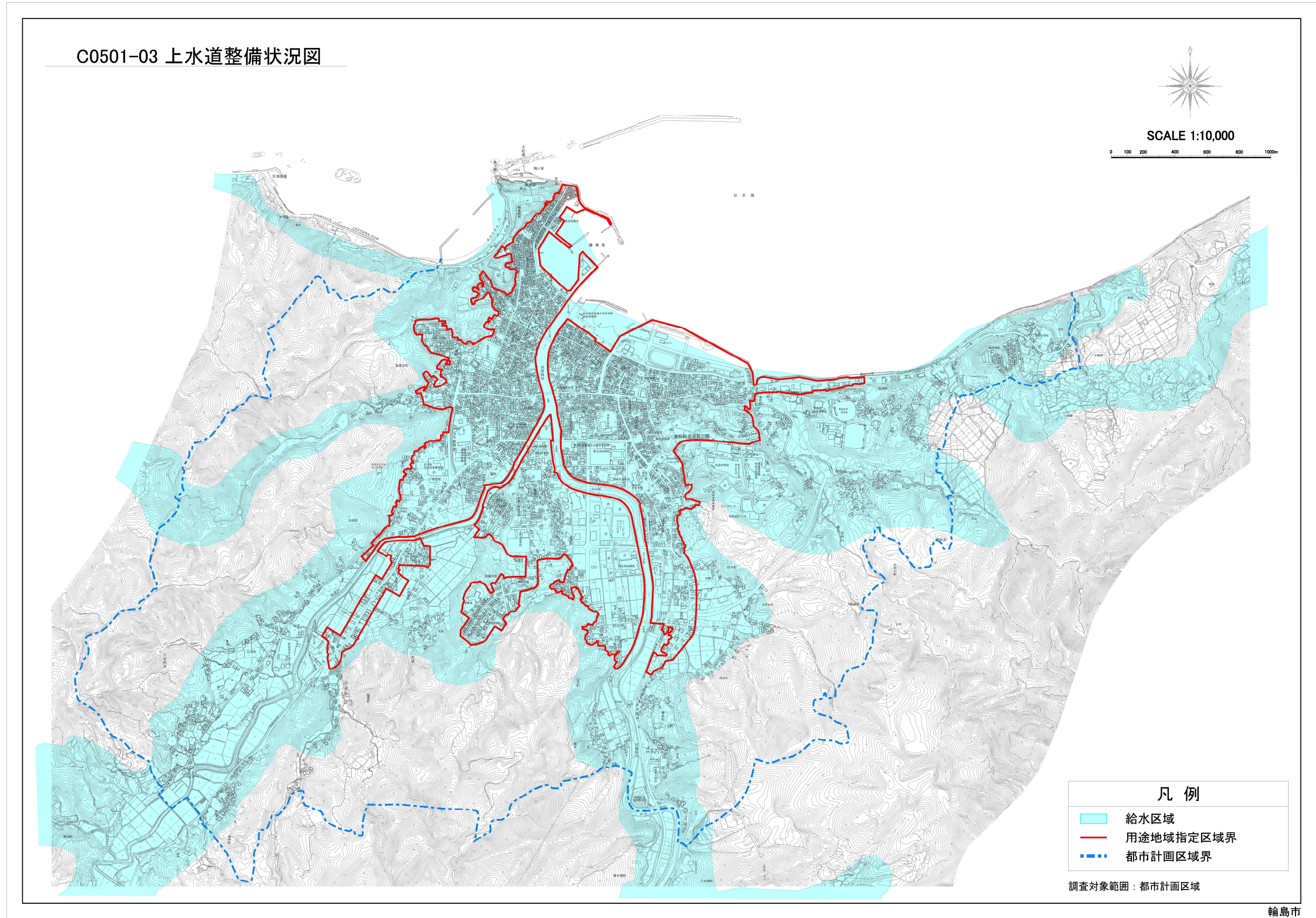
表 上水道の現況

上水道給水区域内人口 (人)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	導送排水管延長 (m)
23,998	25,277	19,572	411,892

出典：輪島市統計書

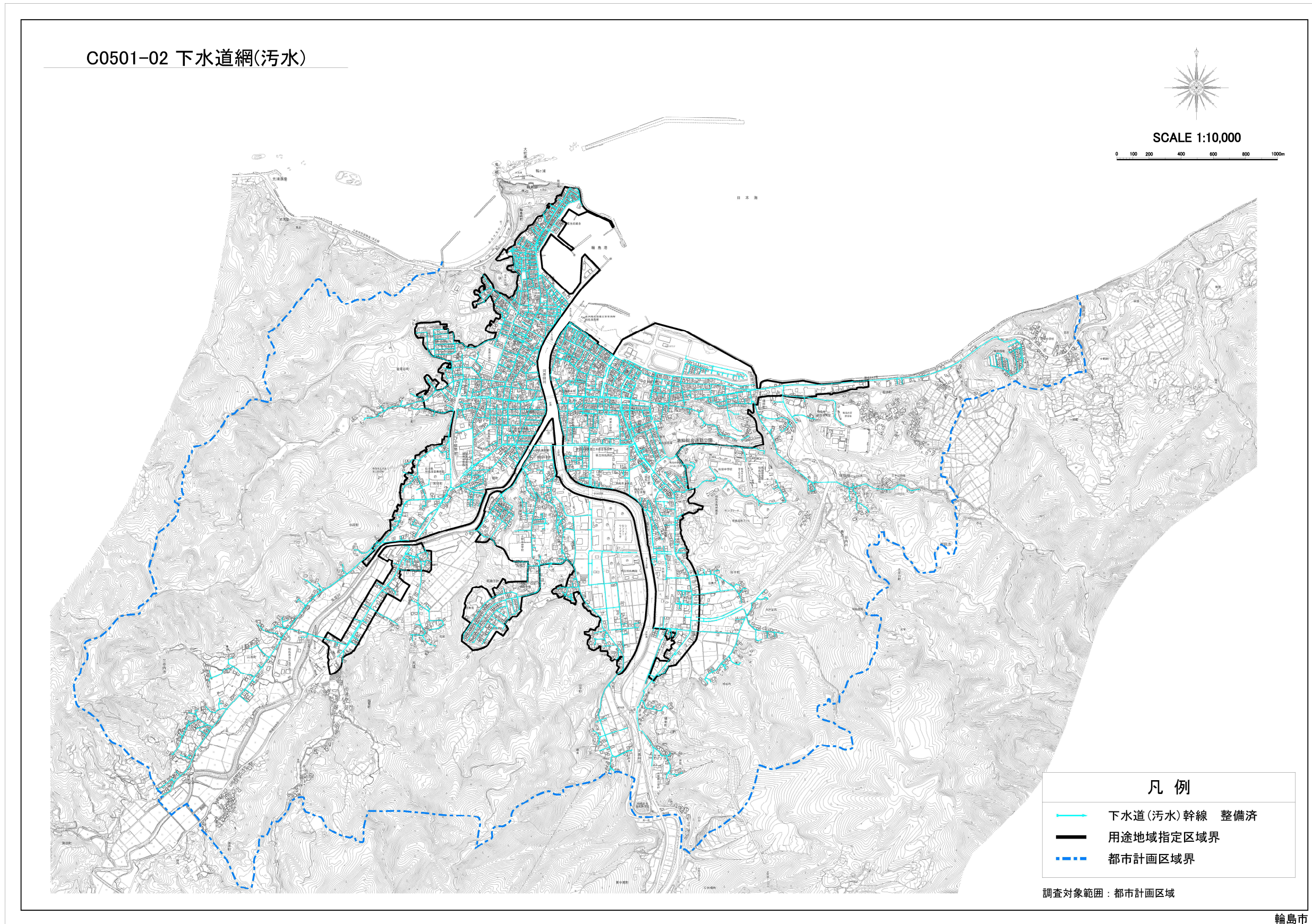
### ● 下水道

本市の公共下水道については、計画面積391haに対して、供用面積391haで整備率100%となっています。



出典：平成30年度輪島市都市計画基礎調査

図 上水道整備状況図



出典：平成30年度輪島市都市計画基礎調査

図 下水道網(汚水)図

## ●文教施設

本市の文教施設には、「文化会館」、「石川県輪島漆芸美術館」、「図書館」があります。

表 文教施設一覧

名 称	備 考
文化会館	収容人数 1,200 人
石川県輪島漆芸美術館	収蔵点数 1,399 点
図書館	蔵書数 224,766 冊 登録者数 14,939 人

出典：輪島市統計書

## ●レクリエーション施設

本市のレクリエーション施設には、「一本松総合運動公園（体育館、市民温水プール）」、「輪島市マリンタウン交流拠点施設」、「輪島市総合体育館」などがあります。

表 レクリエーション施設一覧

施設名
一本松総合運動公園 体育館（サン・アリーナ）
一本松総合運動公園 市民温水プール（サン・プルル）
一本松ゲートボール場
輪島市鳳至体育センター
輪島市総合体育館
輪島市輪島野球場
輪島市輪島武道場
輪島市マリンタウン競技場
輪島市マリンタウン観光交流施設
輪島市マリンタウン交流拠点施設
輪島市マリンタウンボートパーク
道の駅輪島「ふらっと訪夢」
輪島塗会館
輪島工房長屋
永井豪記念館
輪島市足湯施設
輪島ドラマ記念館
袖ヶ浜海水浴場
輪島市袖ヶ浜キャンプ場

## ●衛生施設

本市の衛生施設には、「輪島クリーンセンター宅田分場し尿処理施設」、「輪島市浄化センター」があります。

表 衛生施設一覧

施設名称	概要
輪島クリーンセンター宅田分場し尿処理施設	処理能力：40 kl/日 処理対象：生し尿 20 kl/日・浄化槽汚泥 20 kl/日
輪島市浄化センター	計画区域：421 ha 計画処理能力：16,000 日最大m <sup>3</sup> /日

出典：庁内資料

## ⑥災害

## ●災害発生状況

昭和60年以降、本市では、地震、津波、大雨、台風、突風、重油漂着による災害が発生しており、地震や台風では人的被害も見られます。

表 輪島市災害記録

災害発生年月日	災害の種類	災害地域	被害の状況（一般）
S60.7.4 ～ 7.9	大雨	市全域	住家全壊1戸、一部破損8戸、床上浸水3戸、 床下浸水53戸、田畑冠水255ha
S63.7.9 ～ 9.4	大雨	市全域	住家被害（床下浸水1戸）、道路17箇所、 河川35箇所、崖くずれ12箇所、農林施設57箇所、 農林水産業施設95,500千円、市有墓地3,000千円、 公共土木施設213,500千円
S63.9.20	大雨	市全域	道路5箇所、河川11箇所、農林施設41箇所 農林水産業施設87,200千円、 公共土木施設57,200千円
H元.7.11 ～ 7.12	大雨	市全域	住家被害（一部破損1戸、床下浸水23戸）、 道路107箇所、橋梁1箇所、河川85箇所、 崖くずれ25箇所、水道断水5戸、 用排水路等131箇所、農林水産業施設560,120千円、 公共土木施設589,500千円
H3.6.29	大雨	市全域	住家被害（一部破損2棟、床上浸水5棟、床下浸水30 棟）、田畑冠水125ha、道路9箇所、 農産被害26,000千円、林産被害800千円
H3.9.28	台風 (19号)	市全域	人的被害（死者1人、負傷者5人）、住家被害 （全壊3棟、半壊11棟、一部破損1,256棟）、 林産被害1,581ha、9,576,000千円、 畜産被害130,000千円、水産被害300,000千円、 商工被害100,000千円、道路21箇所、 農産被害60,841千円
H4.8.25 ～ 8.26	大雨	市全域	河川32箇所、道路33箇所、農地65箇所、 農業用施設57箇所、林道21箇所、 崖くずれ4箇所、被害額計596,729千円
H4.10.20	大雨	西保地区	河川2箇所、道路11箇所、農地44箇所、 農業用施設51箇所、林道6箇所、 被害額計138,000千円
H5.2.7	地震	—	公立文教施設800千円、公共土木施設170,000千円
H5.7.13	津波	—	船舶被害13,480千円7隻、その他2,600千円6隻
H5.9.4	台風 (13号)	市全域	人的被害（軽傷2人）、公立文教施設1,170千円、 清掃施設890千円、その他30,839千円、 林産被害92,728千円
H9.1.15 ～ 4.18	重油漂着	海岸線全域	回収量（ドラム缶）西保2,180本、大屋2,978本、 輪島2,611本、鶴巣2,785本、南志見3,534本、 町野3,538本、触倉・七ツ島249本、海上670本
H10.9.22	台風 (7号)	市全域	住家（全壊1棟、半壊2棟、一部破損7棟、床上浸水21 棟）田畑流失埋没27.85ha、道路99箇所、 河川92箇所他崖くずれ多数

出典：庁内資料

表 輪島市災害記録（つづき）

災害発生年月日	災害の種類	災害地域	被害の状況（一般）
H12. 7.22 ～ 7.25	大雨	市全域	住家（床下浸水 1 棟）、道路 21 箇所、 公共土木施設 63,528 千円
H12.10. 2	突風	河井町	住家（一部損壊 3 棟）、ブロック塀 2 箇所
H13. 9. 3 ～ 9. 4	大雨	市全域	住家（床下浸水 4 棟）、道路 2 箇所、 公共土木施設 3.518 千円
H14. 7.15	台風 (7 号)	市全域	人的被害（軽傷 1）住家（床下浸水 11 棟）田畑流失埋没 13.3ha、道路 6 箇所、河川 4 箇所、崖くずれ 28 箇所、 農林水産業施設 66,000 千円、 公共土木施設 35,000 千円、 その他の公共施設 11,394 千円、その他 110 千円
H16. 8.19	台風 (15 号)	市全域	住家（一部損壊 1 棟）、床下浸水（3 棟）、被害船舶 1 隻、学校 3 箇所、農林水産業施設 21,150 千円、 農水産被害 94,903 千円
H16. 8.30 ～ 8.31	台風 (16 号)	市全域	住家（一部損壊 1 棟）、学校 5 箇所、 農林水産業施設 235 千円、その他の公共施設 30 千円、 その他 30,393 千円
H16. 9. 7	台風 (18 号)	市全域	農林水産業施設 500 千円、 その他の公共施設 2,500 千円、その他 1,477 千円
H16.10.20	台風 (23 号)	市全域	住家（一部損壊 2 棟）、学校 5 箇所、道路 3 箇所、 公立文教施設 479 千円、農林水産業施設 23,000 千円、 その他 21,315 千円
H19. 3.25	地震	市全域	人的被害（死亡 1 人、重傷 46 人、軽傷 69 人）、 住家被害（全壊 513 棟、半壊 1,086 棟、一部損壊 9,988 棟）、一般建物等 64,400,000 千円 農林水産施設 4,015,000 千円 道路、河川等 2,462,000 千円 上下水道 2,094,000 千円 福祉、文教、医療施設 1,097,000 千円 観光、商業、サービス業等 11,597,000 千円 その他 252,000 千円
H21.10. 8	台風 (18 号)	市全域	住家（一部損壊 1 棟） 農地 2 箇所 1,847 千円 農業用施設 2 箇所 2,956 千円 林道 2 箇所 7,279 千円 農林水産施設合計 6 箇所 12,082 千円
H23. 9.20 ～ 9.22	台風 (15 号)	市全域	人的被害（軽傷 1 人） 農地 37 箇所 31,120 千円 農業用施設 49 箇所 119,217 千円 林道 18 箇所 115,749 千円 農林水産施設合計 104 箇所 266,086 千円 道路 9 箇所、河川 13 箇所 公共土木施設 117,914 千円
H25. 8.29 ～ 9. 5	大雨	市全域	住家（床下浸水 2 棟） 農地 36 箇所 28,392 千円 農業用施設 49 箇所 88,942 千円 林道 18 箇所 9,543 千円 農林水産施設合計 75 箇所 126,877 千円 道路 14 箇所、河川 8 箇所 公共土木施設 86,793 千円

出典：庁内資料

表 輪島市災害記録（つづき）

災害発生 年月日	災害の 種類	災害地域	被害の状況（一般）
H30. 1.10 ～ 1.18	大雪	市全域	人的被害(死者1人 重傷1人)、住家被害（一部破損1棟）、道路31箇所
H30. 1.28 ～ 2.7	凍害	市全域	水道2,261世帯

出典：庁内資料

●各種法規制等

令和3年度末現在において、本市には下表のような法規制の区域が定められています。

表 法適用状況

地域・地区	名称	指定年月日		面積	指定単位	根拠法 (略称)	備考
		当初	最終				
輪島市	都市計画 区域	S8.12.28	H24.9.28	1,376.4 ha	輪島 都市計画	都市計画法	
輪島農業 振興地域 整備計画 区域	農業振興 地域	S47.7.1	R4.3.29	30,315 ha	輪島市	農振法	
輪島市	農用地 区域	S47.7.1	R4.3.29	2,699.18 ha	輪島市	農振法	
能登地域 森林計画 区域	能登森林 計画区域	H3.10.1	R3.12	32,548 ha	輪島市	森林法	
輪島市	自然公園区域 (特別保護区)	S43	—	67.7 ha	輪島市	自然公園法	
輪島市	自然公園区域 (第1種)	S43	—	291.8 ha	輪島市	自然公園法	
輪島市	自然公園区域 (第2種)	S43	—	784.7 ha	輪島市	自然公園法	
輪島市	自然公園区域 (第3種)	S43	—	716.7 ha	輪島市	自然公園法	
輪島市	自然公園区域 (普通)	S43	—	180.0 ha	輪島市	自然公園法	
用途地域 指定区域	—	H20.2.1	H24.3.30	334 ha	輪島 都市計画	都市計画法	
地域森林 計画対象 民有林	—	—	—	5,896.8 ha	輪島市	森林法	
保安林	—	—	—	254.6 ha	輪島市	森林法	
急傾斜地 崩壊危険 区域	—	—	—	—	輪島市	急傾斜地法	77箇所
土砂災害 特別警戒 区域	—	—	—	—	輪島市	土砂法	686箇所

出典：庁内資料

⑦防災

本市では、近年の頻発・激化する様々な災害に対応し、市民の生命、身体及び財産を守るため、国の防災基本計画や県の地域防災計画等に基づき、「輪島市地域防災計画」を策定するとともに、平成25年12月に制定された国土強靱化基本法に基づく「輪島市国土強靱化地域計画」を策定しています。

また、令和4年3月31日現在、指定緊急避難場所として77箇所、指定避難所として48箇所を指定し、市民が安全に避難できる場所や施設を確保するとともに、地域ごとに「輪島市洪水ハザードマップ」や「輪島市土砂災害ハザードマップ」等の各種ハザードマップを作成し、市民の防災意識の向上、災害時の迅速な避難等について、広く市民に周知を図っています。

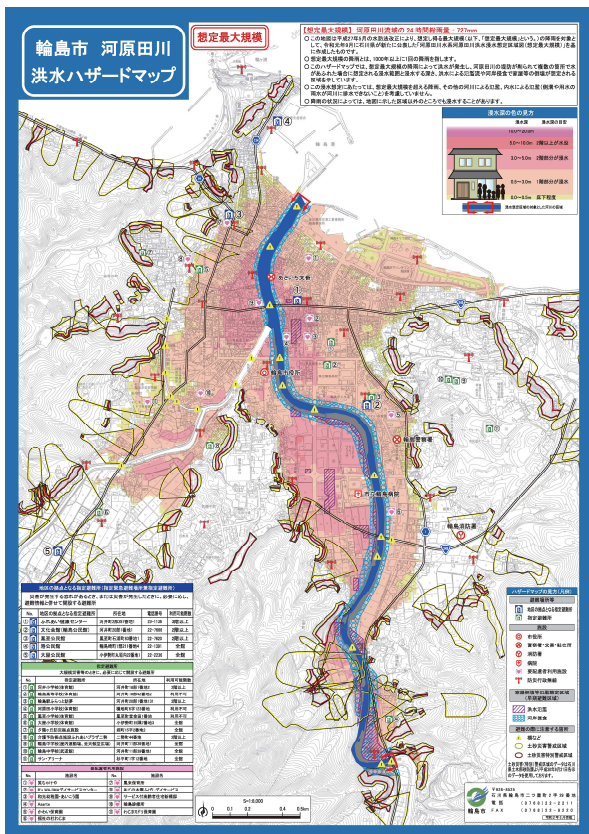


図 輪島市洪水ハザードマップ

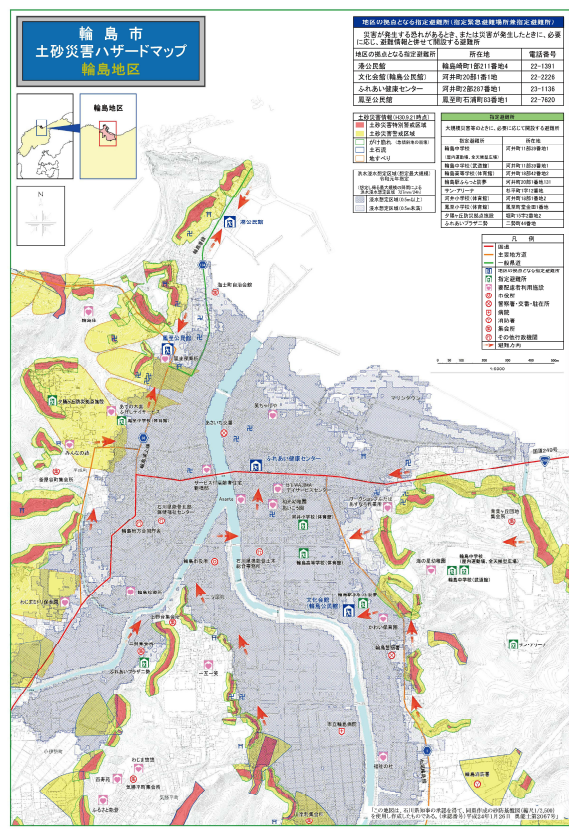


図 輪島市土砂災害ハザードマップ

このほか、本市においては、以下の施設が防災拠点に位置づけられています。

表 防災拠点施設一覧

機能	施設名	輪島市役所	門前総合支所	町野支所	南志見出張所	三井出張所	西保出張所	ふれあい健康センター	舳倉島開発総合センター	輪島消防署	市立輪島病院	サン・アリーナ	門前健民体育館	夕陽ヶ丘防災拠点施設
<b>災害対策本部設置施設</b> 災害が発生または発生するおそれがある場合に、災害対応を迅速かつ強力に進めるための組織を設置する施設。		○												
<b>災害対策本部代替施設</b> 災害対策本部を設置する場合に、本来設置する施設が使用できなかった場合に使用する施設。			○							○				
<b>地域活動拠点施設</b> 災害時に現地の活動拠点となる施設であり、住民の一時的な避難地等に活用できる。			○	○	○	○	○		○					○
<b>情報収集機能</b> 災害時に情報の収集、伝達を担う施設。		○	○	○	○	○	○	○	○					
<b>避難機能</b> 災害による家屋の倒壊、消失等により現に被害を受けた者または現に被害を受けるおそれがある者を一時的に収容・保護する施設で、他の防災機能を有する施設。			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○
<b>応急救護機能</b> 災害時に医療救護活動を実施し、さらに災害医療を実施する医療機関を支援する災害拠点病院。											○			
<b>物資備蓄・集配機能</b> 救助資機材や救援物資の備蓄、集積及び配送を実施する拠点施設。			○						○			○	○	○

出典：輪島市地域防災計画 附属資料編（令和4年3月修正）

## 2. 緑地の現況

### (1) 施設緑地

#### ① 都市公園

本市の都市公園は、一本松総合運動公園、鳳来山公園の2箇所であり、開設面積の合計は12.9haとなっています。また、行政区域人口（令和2年時点の人口24,608人）一人当たりの都市公園面積は5.1㎡となっています。

表 都市公園の現況

都市公園名	種別	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)
一本松総合運動公園	運動公園	33.8	11.2
鳳来山公園	風致公園	1.7	1.7
計		35.5	12.9

#### ② 公共施設緑地

本市には、公共施設緑地として小・中学校や文化会館など、合計31箇所、29.5ha分布しています。

#### ③ 民間施設緑地

本市には、民間施設緑地として寺社境内地が合計36箇所、6.9ha分布しています。

## (2) 地域性緑地

地域性緑地では、その他法によるものとして、自然公園、農用地区域、河川区域（河原田川、小加勢川、鳳至川、塚田川）、保安林区域、地域森林計画対象民有林、名勝天然記念物史跡等緑地として扱える文化財などの緑地があげられます。協定や条例等による地域性緑地は現在のところ見られません。

表 地域性緑地の現況

種類	面積 (ha)
自然公園	23.7
農用地区域	181.0
河川区域（河原田川、小加勢川、鳳至川、塚田川）	13.5
保安林区域	7.1
地域森林計画対象民有林	731.7
名勝天然記念物史跡等緑地として扱える文化財	11.7
計	968.7

本市の緑地面積の現況は、下表のとおりです。

表 緑地の属性別分類

緑地種別		都市計画区域 (ha)	
施設緑地	都市公園	35.5	
	公共施設緑地	24.4	
	民間施設緑地	6.9	
	施設緑地 小計	66.8	
	施設緑地間の重複	1.0	
	施設緑地 計	65.8	
地域性緑地	法によるもの	緑地保全地区	—
		風致地区	—
		その他法によるもの	968.7
	条例等によるもの		—
	地域性緑地 小計		968.7
	地域性緑地間の重複		29.6
	地域性緑地 計		939.1
施設緑地と地域性緑地間の重複		50.1	
計		954.8	

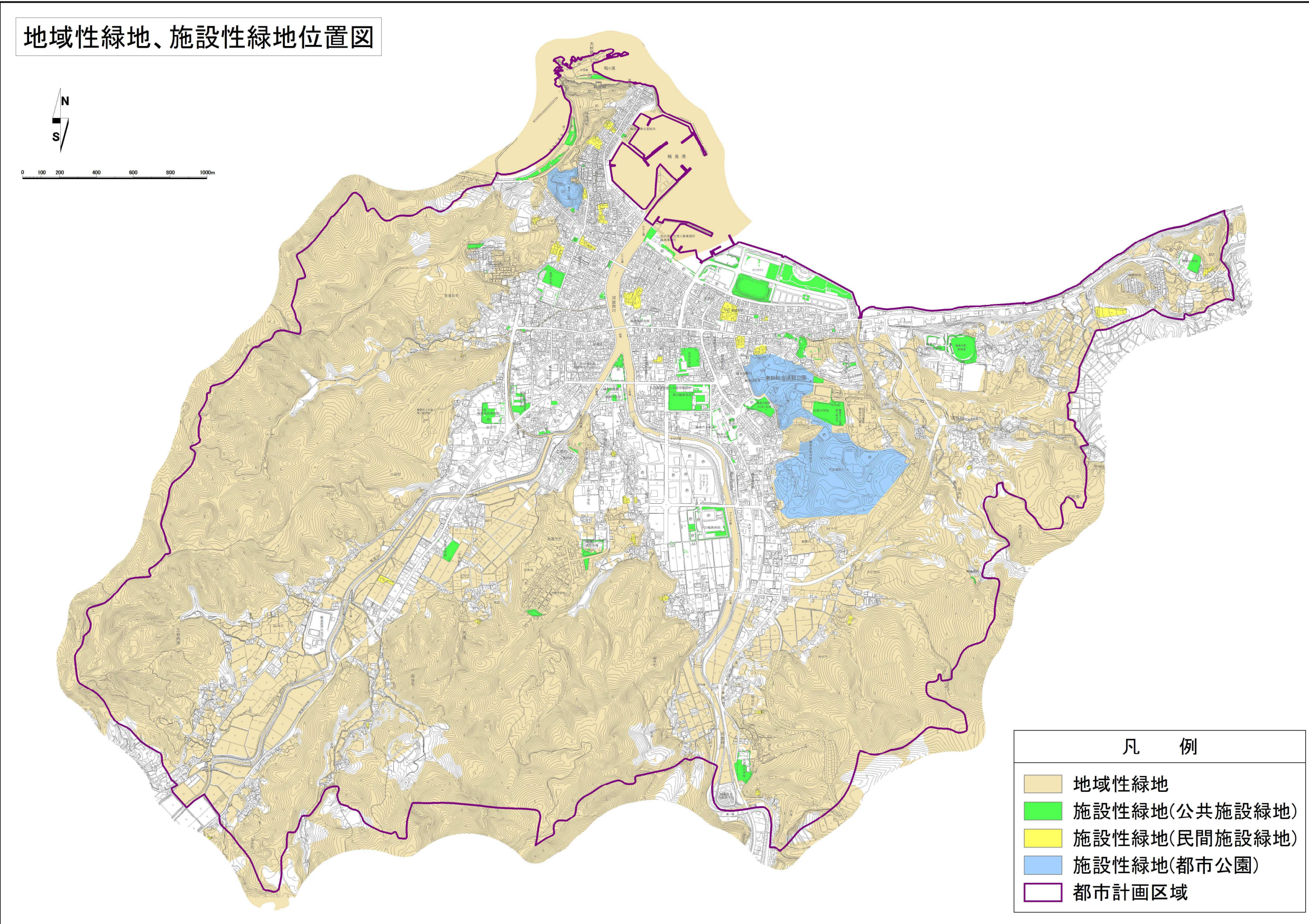


図 地域性緑地、施設性緑地位置図

### 3. 系統別の評価と課題

#### (1) 環境保全機能

##### ① 評価

以下の項目より環境保全に資する緑地について解析・評価を行います。

項目	評価
すぐれた歴史的風土、自然との共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社寺境内、墳墓等の史跡と一体となった緑地は、輪島市の歴史的風土を代表するものであり、今後も継承されていくべきものです。</li> <li>● 輪島崎（日和山（天神山）、鳳来山）は、古くより航行船の目印であり、また、日和山については、天気を読む場所としても利用され、輪島に暮らす人々に密着したものです。</li> <li>● 河川沿いに広がる田園、丘陵地の樹林地は、農業や林業の生産基盤であり、人と自然が共生してきた輪島の郷土の風景の骨格でもあり、また、良好な自然が存在しています。</li> </ul>
すぐれた自然	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日和山、稲舟町の沿岸部の急崖の樹林地等は、市街地に残る貴重な自然林です。</li> <li>● 日和山のモクゲンジは、天然記念物であり市指定文化財にもされています。</li> <li>● 輪島前神社、諏訪八幡神社の境内に残る社叢林は、保護上重要な植物群落として重要です。</li> </ul>
野生生物の生息空間、移動経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河原田川、鳳至川では、シロウオ、クロサンショウウオ、そして保護上重要な種であるカマキリ（淡水魚）の生息地であり、生物の移動経路としての利用も考えられます。</li> <li>● 段丘や市街地周辺の丘陵の樹林地は、生物が生息することができる場所です。</li> </ul>
都市の自然生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水源涵養林、段丘や市街地周辺の丘陵の樹林地は、都市の自然生態系の保全に関わるものとして重要です。</li> <li>● 森林整備にあわせた未利用材の有効利用、遊休地の有効活用など、再生可能エネルギーの普及推進や環境にやさしい取組に努め、ゼロカーボンシティを推進しています。</li> </ul>
快適な生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 段丘や市街地周辺の丘陵の樹林地、河原田川、鳳至川、一本松総合運動公園などの大規模緑地は、郊外より市街地への冷涼な空気の通り道、溜り場などとなり、微気象緩和の働きがあります。</li> <li>● 市街地内の社寺境内の樹林地は、住宅の密集する市街地において、うるおいといった心理的やすらぎを与える存在です。</li> <li>● 市街地と海の間には、保安林等の帯状の樹林がなく、一年中海から陸に向けて吹く季節風の影響を受けています。</li> </ul>
緑地のネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川、段丘や丘陵の斜面の樹林地は、市街地の環境保全に資する緑地を結び、その機能を高める働きがあります。</li> <li>● 南北方向に河川があり、市街地を縦断する軸がありますが、都市郊外の丘陵地と市街地を結ぶ東西方向の軸に乏しい状況です。</li> </ul>

②課題

環境の改善、良好な環境の維持のため、以下の課題が挙げられます。

項目	課題
<p>風土を継承する 緑地の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街地には、社寺境内の樹林や歴史的文化的価値の高い樹木・樹林地、緑地と一体となった史跡が点在しています。</li> <li>● これらの歴史的風土を継承している緑地の保全と管理の方策について検討し、郷土のシンボルとして個性豊かな緑地の形成が求められます。</li> </ul> <div data-bbox="1050 519 1353 748" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1107 757 1295 786">重蔵神社の樹木</p>
<p>河川空間の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貴重な生物が生息する河川は、今後も多様な生物の生息空間として、豊かな水辺環境の保全整備が必要です。</li> </ul> <div data-bbox="1050 851 1353 1079" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1155 1086 1264 1115">河原田川</p>
<p>田園の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国道 249 号や主要地方道七尾・輪島線沿いの田園地帯では、近年宅地化が進み土地利用の混在が見られます。</li> <li>● また、現在整備が進められている都市計画道路小伊勢・稲舟線沿いにおいても、宅地化の傾向が見られます。</li> <li>● 幹線道路沿いで、今後開発される可能性が高い田園地帯では、田園としての生産面からも、一定の区域の保全を図る必要があります。</li> <li>● また、稲舟町や長井町などの市街地外縁部に位置する田園地帯は良好な状態を保っており、保全を図ることが望まれます。</li> </ul> <div data-bbox="1050 1308 1353 1536" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1107 1545 1295 1574">良好な田園地帯</p>
<p>丘陵地の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人工林、人間の手の加わった自然と言える二次林、そして極所的であるが自然林、これらが混ざり合う丘陵地は、その豊かな自然により、水源涵養林として都市の自然生態系を維持すると同時に林業の生産基盤としても重要なものであり、今後も自然との共生のため、維持することが望まれます。</li> <li>● ゼロカーボンシティの実現に向けた森林の保全・整備を推進していく必要があります。</li> </ul>

項目	課題
市街地の緑地の保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民の生活環境の向上のため、社寺境内などの緑地の保全整備、住区基幹公園などの公園緑地の整備拡充、公共施設用地及び民有地の緑化推進を図る必要があります。</li> <li>● また、マリンタウンの緑地や都市の生活環境にうるおいを与える公園緑地の維持・保全が求められます。</li> </ul>
緑地のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 野生生物の移動経路や生活環境の向上などの点で、緑地の機能をより効果のあるものとするため、緑地のネットワーク化を図る必要があります。</li> <li>● 河原田川、鳳至川は、内陸部の丘陵地から海までを結ぶネットワークとして沿線の緑地及び水辺環境の保全整備が求められます。</li> <li>● 都市郊外の丘陵地と市街地を結ぶ東西方向の軸に乏しく、保全整備を検討する必要があります。</li> <li>● 市街地に点在する緑地を結ぶように市街地の公共施設用地、民有地での緑化を図る必要があります。</li> </ul>

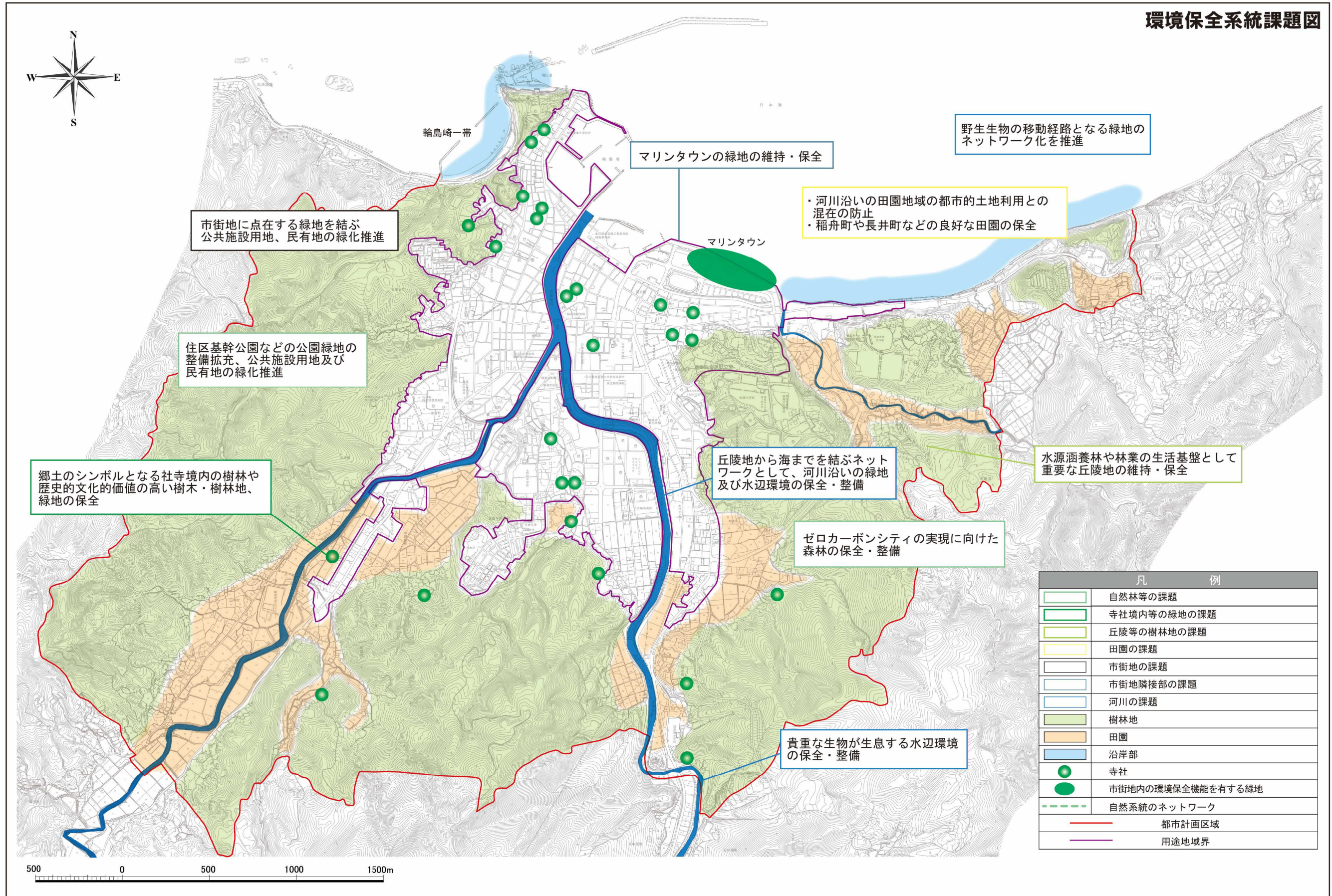


図 環境保全系統課題図

## (2) レクリエーション機能


## ① 評価

以下の項目よりレクリエーションに資する緑地の解析・評価を行います。

項目	評価
都市公園の整備量	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市の都市計画区域には2つの都市公園があり、その開設面積の合計は12.9haです。</li> <li>● 令和2年現在の都市計画区域人口(12,697人)1人当たりの都市公園面積は、10.2㎡です。これは、石川県の1人当たりの都市公園面積15.1㎡(令和3年3月31日現在)よりは下回りますが、全国値10.7㎡(令和3年3月31日現在)と同じ水準となっています。</li> </ul>
日常的レクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街地に分布する子どもの広場などの公園は、小規模ながらも近所の児童や幼児の日常的レクリエーションの場として利用されています。</li> <li>● 本市には、日常的に利用される住区基幹公園の整備が遅れています。</li> </ul>
拠点的レクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一本松総合運動公園は、広い園地と運動施設の集積する施設系レクリエーションの拠点として重要です。</li> <li>● 鳳来山公園は、緑豊かな憩いの場、レクリエーションの拠点として重要です。</li> <li>● 能登半島国定公園(海水浴場、キャンプ場、史跡名勝地)の指定区域である輪島崎一帯は、豊かな沿岸部の自然を活用したレクリエーションの拠点として重要です。</li> <li>● マリントウンには、スポーツ拠点施設である陸上競技場、大型複合遊具と休憩施設が併設するマリントウンこどもの広場など、レクリエーション空間が創出されています。</li> <li>● レクリエーション施設や公園緑地の整備は、市街地及び沿岸部に集まっており、内陸部では乏しい状況です。</li> </ul>
緑地のネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河原田川、鳳至川は、親水空間や遊歩道といったレクリエーション機能が考えられ、より活発なレクリエーション活動が期待できます。</li> <li>● 都市計画道路小伊勢・袖ヶ浜線や都市計画道路市役所前通り線などの道路は、部分的に歩道及び街路樹の整備がされており、安全で快適に住居からレクリエーションの場、レクリエーションの場からレクリエーションの場を結ぶネットワークとして期待されます。</li> </ul>

②課題

レクリエーション活動の活発化、多様な対応のため、以下の課題が挙げられます。

項目	課題
市街地の都市公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一本松総合運動公園は、現在の公園区域が都市計画決定されてから 30 年以上経過しており、整備方針の見直しを検討する必要があります。</li> <li>● 鳳来山公園は、良好な自然環境を形成する風致公園として、保全整備を図る必要があります。</li> <li>● マリントウンは、こどもの広場や陸上競技場が整備され、都市公園に準ずる公園緑地として保全整備を図る必要があります。</li> </ul>
日常的レクリエーションの場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅の密集する市街地では、小規模な公園緑地が点在しており、地域の貴重なオープンスペースとなっています。</li> <li>● これらの公園緑地は、コミュニティの形成、地域住民の交流にも寄与する公園緑地として整備拡充することが望まれます。</li> <li>● 運動施設の利用を中心とする施設系レクリエーションの拠点となる一本松総合運動公園は、施設が建築から 20 年以上経過しているため、適切な維持管理や大規模改修等により長寿命化を図る必要があります。また、鳳来山公園についても、良好は自然環境を維持するため、保全整備を図る必要があります。</li> <li>● 本市のまちづくりの重点プロジェクトの一つである「ウォークブルシティ輪島」では、市民や観光客が安全に楽しく歩ける生活環境の実現を目指しています。</li> <li>● これによる歩行系交通ネットワークの中継地点（休息園地）としての利用が考えられる緑地について保全整備を図る必要があります。</li> </ul> <div data-bbox="1050 743 1359 974" style="text-align: right;">  </div> <p data-bbox="1091 987 1302 1016" style="text-align: right;">小規模な公園緑地</p>
広域的レクリエーションの場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 輪島を代表するレクリエーション地として、沿岸部の自然を活用した海のレクリエーションの拠点となる能登半島国定公園一帯（輪島崎一帯）、運動施設の集まるレクリエーションの拠点となる一本松総合運動公園は、都市計画区域外からの広域的な利用も考えられ、その保全整備を推進する必要があります。</li> <li>● マリントウンは、こどもの広場や陸上競技場などを利用した多様な交流を創出するレクリエーションの受け皿（拠点）として、公園緑地の保全が求められます。</li> <li>● 丘陵地や河川沿い、良好な田園などの自然に触れ合えるエリア、及び、市街地のまちなみや輪島の文化に触れ合えるエリアでは、自然と触れ合える環境を保全するとともに、歩道や散策路の整備、要所に休憩スペースとなるポケットパークなどの拠点整備を図る必要があります。</li> </ul>

項目	課題
<p>自然と触れ合えるレクリエーションの場の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な動植物の存在する内陸部の丘陵の樹林地や河川での自然観察、良好な田園での農業体験など、自然と触れ合えるレクリエーションの場として、そういった地域の自然環境の保全や施設整備を図り、多様なレクリエーション需要に応えることが望まれます。</li> </ul> <div data-bbox="1054 360 1342 573" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1145 580 1257 607">体験農園</p>
<p>緑地のネットワーク化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● レクリエーション利用の効果を高めるため、拠点となる緑地相互間、交通集中地（道の駅輪島「ふらっと訪夢」、市街地中心部）や、住居からレクリエーションの場までの道路（幹線道路等）における花植え等の緑化活動の推進、河川沿いの緑化、オープンスペースとなる公園緑地の整備によりネットワーク化することが望まれます。</li> <li>● また、「ウォーカブルシティ輪島」を目指し、歩きやすいまちづくりを推進するために、歩行空間としてシンボル性、快適性を高める整備を図る必要があります。</li> </ul>

レクリエーション系統課題図

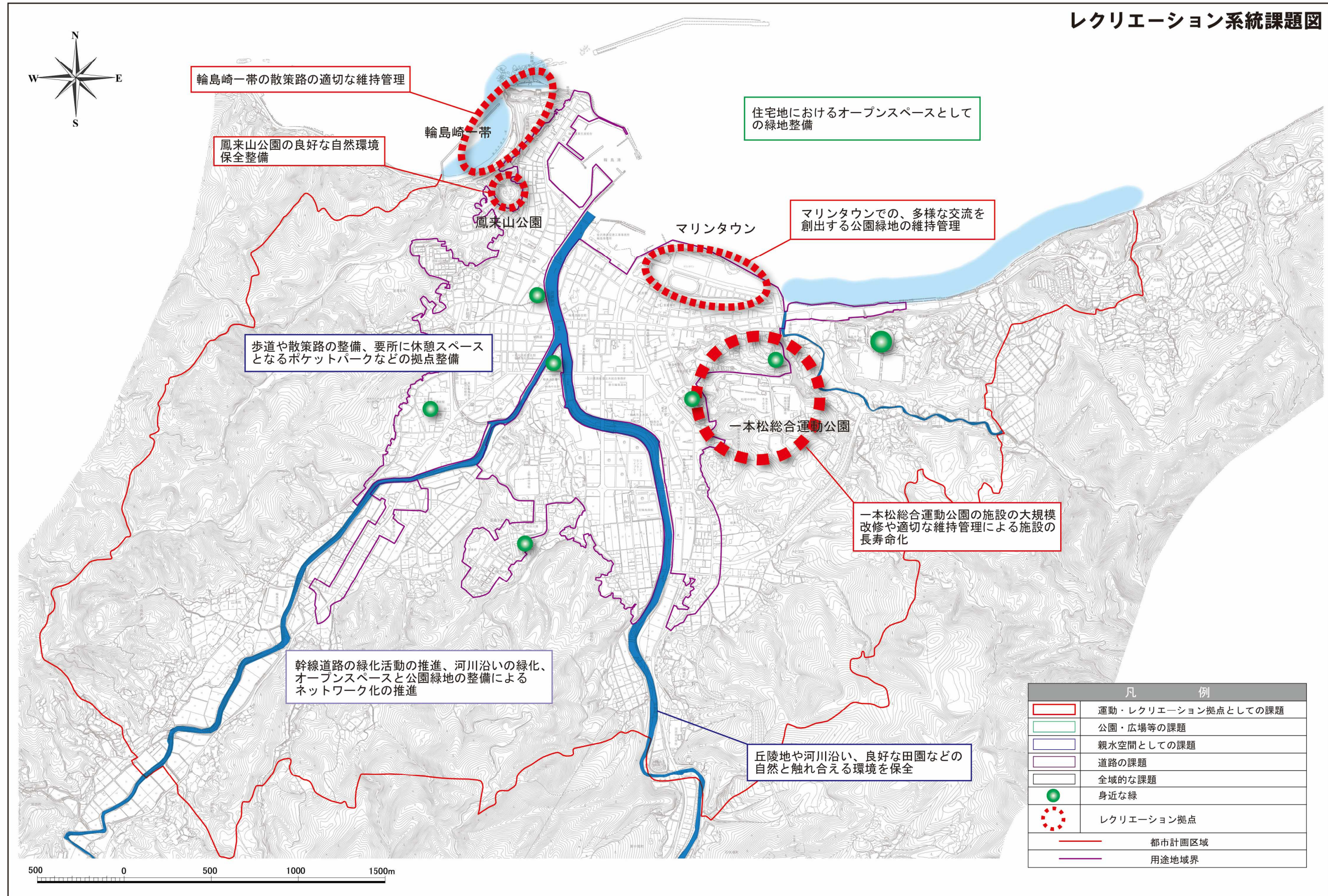


図 レクリエーション系統課題図

## (3) 防災機能

## ① 評価

以下の項目より防災に資する緑地の解析・評価を行います。

項目	評価
自然災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街地の海成段丘及び丘陵地は、部分的に急傾斜地危険箇所、地すべり危険箇所等に指定されており、災害発生の危険性が高いです。樹林地は、地すべりや崖崩れを防止・軽減する働きがあり、災害発生の恐れがある箇所及びその周辺での樹林地の存在は重要です。</li> <li>● 低地部では、大雨や津波による浸水被害が過去にあり、その危険性があります。水害の軽減・防止のための保水機能を有する丘陵地の樹林地や田園の存在が重要です。</li> </ul>
人為災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一本松総合運動公園や市街地の社寺境内、学校などの規模の大きい緑地、河原田川、鳳至川は、住宅が密集して緑地の少ない市街地での火災などの人為災害の拡大防止の機能を有する緑地として重要です。市街地に残る、あるいは隣接する田園についても、その効果が期待できます。</li> </ul>
避難地、避難路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市では、津波時の緊急一時避難場所として、大規模な公共施設や民間施設が指定されている他、一本松総合運動公園、輪島崎の日和山（天神山）や鳳来山公園、丘陵地上の小学校などの緑地が指定されています。これらは、火災時の避難地としても機能することが望まれます。</li> <li>● 小・中学校、高等学校は、災害時の指定緊急避難場所や指定避難所ともなります。</li> <li>● 河原田川、鳳至川、幹線道路は、火災の延焼遮断帯として機能する他、避難地に通ずる避難路としても重要なものです。現況では、都市計画道路や河川沿いに部分的に歩道と街路樹が整備されています。</li> </ul>

②課題

災害に強い都市構造に資する緑地とするため、以下の課題が挙げられます。

項目	課題
災害発生の恐れのある区域の樹木の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地すべり、崖崩れなどの恐れがあり指定されている区域以外についても、輪島市の地形の特徴である海成段丘や丘陵地の斜面の地すべりや崖崩れを未然に防止するため、樹林地を保全整備する必要があります。</li> </ul>
市街地の緑地の保全・整備、河川及び道路の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川や幹線道路は、延焼遮断などの災害の抑制・防止効果機能、避難路として機能が考えられ、その効果を強化するため、周辺の民有地も含めた緑地の保全整備が求められます。</li> <li>● 住居より避難地までの避難路の確保のため、幹線道路、河川沿いの歩道の整備、沿線に接する公共用地や民有地での緑化が必要です。</li> </ul> <div data-bbox="1056 658 1343 871" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1157 882 1236 909">街路樹</p>
田園の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水田の保水機能は、水源涵養林と同様に水害の防止・軽減の働きが期待できます。</li> <li>● また、市街地に残るものや隣接するものは、火災の延焼遮断の働きもあり、保全を図る必要があります。</li> </ul>
避難地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一本松総合運動公園や市立輪島病院、小・中学校、高等学校などの防災拠点は、災害時の避難地として機能するため、敷地外周の防火植栽等の整備が望まれます。</li> <li>● 更に、住宅の密集する市街地から郊外へ避難する際の大規模緑地が必要ですが、本市は河川（河原田川、鳳至川）により市街地が大きく3つに分断され、大規模緑地についても、その3つのエリア毎に整備されることが望ましいです。</li> </ul> <div data-bbox="1070 1128 1358 1314" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1070 1326 1362 1352">市立輪島病院周辺の緑地</p> <div data-bbox="1070 1379 1358 1568" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1064 1576 1353 1603">市街地を流れる河原田川</p>

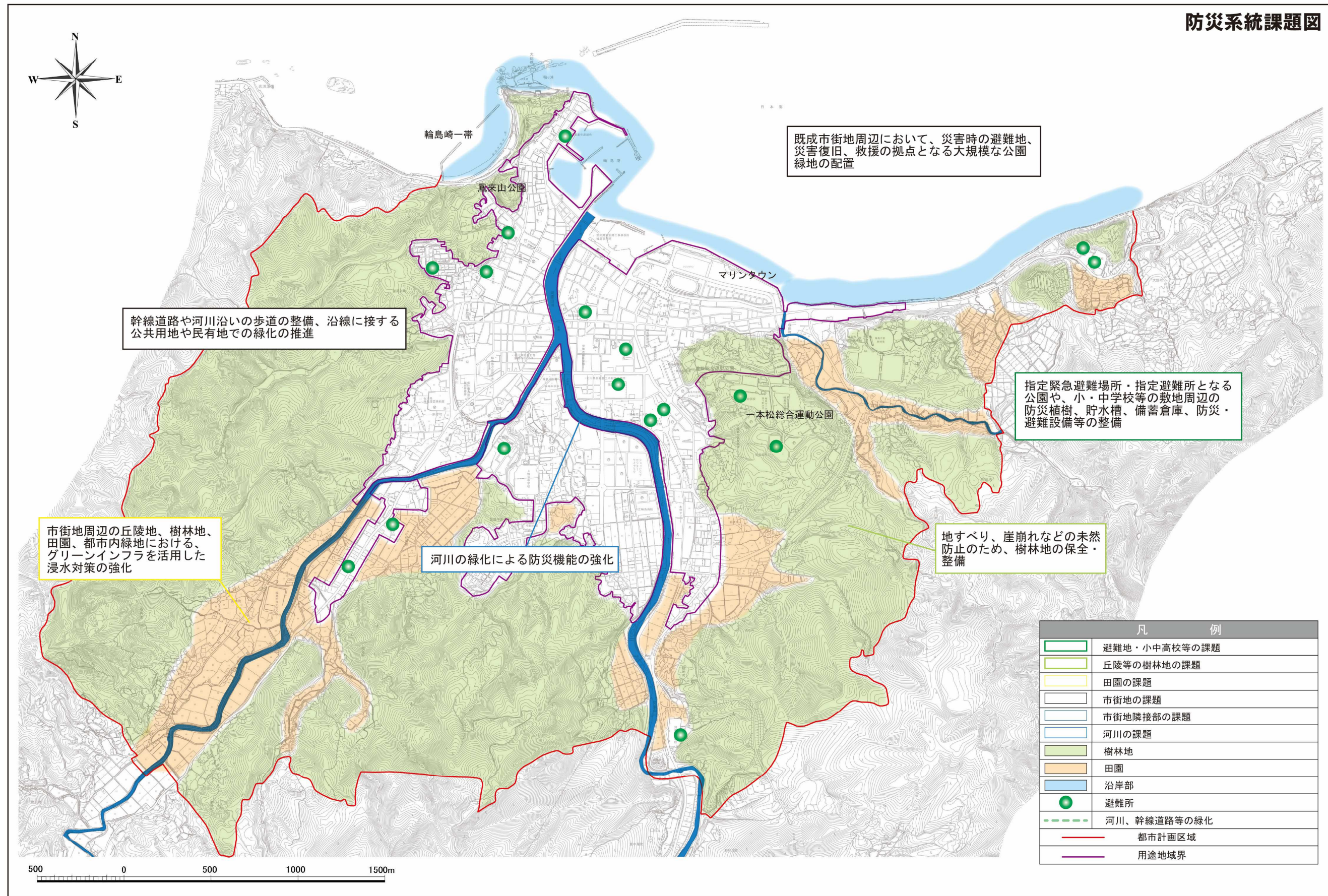


図 防災系統課題図

## (4) 景観形成機能

## ① 評価

以下の項目より景観に資する緑地の解析・評価を行います。

項目	評価
郷土景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 点景をなしている史跡や社寺境内、田園と集落と背後の樹林地が一体となった景観、旧来からの市街地の特徴的まちなみ景観（建物の密集する漁師町、朝市の通りなど）、景観形成重点地区は、輪島の郷土景観として今後も継承すべきものです。</li> </ul>
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国道 249 号や都市計画道路河井町・横地線、都市計画道路市役所前通り線などは、都市の景観軸となっており、シンボル性を有しています。現状の道路沿いは建物が建ち並び、緑地に乏しく街路樹のある路線も限られています。</li> </ul>
水辺景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 輪島崎一帯や稲舟海岸は、優れた自然の地形や樹林を有し、輪島の自然の残る水辺景観として重要です。</li> <li>● 鳳至川や河原田川等の市街地を貫流する河川は、山－まち－海という一連の景観の軸となっており、輪島市の方向性を示すものでもあります。</li> </ul>
眺望点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一本松総合運動公園、輪島崎一帯は、市街地を鳥瞰できる緑豊かな眺望点です。</li> <li>● 三角洲は、鳳至川と河原田川の合流点に位置し、河川上の景観を見ることのできる眺望点です。</li> <li>● マリントウンは、海辺より市街地や丘陵地、外浦の特徴的である稲舟海岸の急崖を俯瞰できる眺望点です。</li> </ul>
ランドマーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一本松総合運動公園、輪島崎一帯は、市街地にある大規模緑地であり、低地より突出し、その存在は内陸からも海岸からも見ることのできる代表的なランドマークです。</li> <li>● 段丘や市街地を取り囲む丘陵の樹林地は、市街地の道路のアイストップ延長上に見ることができ、緑豊かな都市という感覚を与えています。</li> <li>● 三角洲、低地部の社寺境内（重蔵神社、住吉神社等）は、緑地の少ない市街地の中で、緑視を高め、まちなみに潤いを与えるものとして重要です。</li> <li>● マリントウンは、海辺の緑地として輪島市街地のシンボルとなっています。</li> </ul>

②課題

特徴ある景観の保全、より魅力的なまちなみ景観の形成のため、以下の課題が挙げられます。

項目	課題
田園と丘陵の樹林地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近年では、国道 249 号や主要地方道七尾・輪島線沿いの田園地帯で、宅地化が進み土地利用の混在が見られます。</li> <li>● また、現在整備が進められている都市計画道路小伊勢・稲舟線の沿線においても、周辺の宅地化が考えられます。</li> <li>● このような田園地帯では、計画的な土地利用により、開発とのバランスのとれた、田園と集落、背後の丘陵地の樹林地とが一体となった景観の形成が必要です。</li> <li>● 稲舟町や長井町の河川沿いにある田園地帯は良好な状態を保っており、郷土の景観として保全することが望まれます。</li> </ul>
風土を継承する緑地の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 輪島市景観条例に基づき、輪島の自然・歴史・文化・風土などの特徴を色濃く残している樹木や鎮守の森などの景観重要樹木としての指定の検討が望まれます。</li> </ul>
河川、海岸の緑地の保全整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鳳至川や河原田川等の河川は、山から海までの一連の輪島の景観に関しており、輪島市の景観軸として周辺との調和のとれた整備が望まれます。</li> <li>● 自然豊かな海岸の景観を形成している輪島崎一帯の袖ヶ浜海岸の樹林の保全を図る必要があります。</li> </ul> <div data-bbox="1062 992 1350 1205" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1134 1218 1262 1245">袖ヶ浜海岸</p>
市街地のまちなみの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 旧来からの市街地の古くより受け継がれてきたまちなみの保全・再生、新たな市街地の都市景観の向上と個性化を図るため、市街地にある公園緑地や市役所などの都市拠点施設の保全整備、都市の景観軸をなしている道路や街路の緑化を図ることが望まれます。</li> <li>● 輪島市景観条例に基づき、輪島景観重点地区に指定された地区では、景観形成基準に基づく緑化を推進する必要があります。</li> <li>● 幹線道路等のシンボルロード、道の駅輪島「ふらっと訪夢」、公共施設、マリントウン、河川沿い、駐車場などの緑化が望まれます。</li> <li>● また、点在する社寺境内は、郷土景観を構成する一つの要素であり、市街地においては都市の緑を増やすという点や美観風致を維持するという点でも重要であることから、今後とも保全し、継承していくことが望まれます。</li> </ul> <div data-bbox="1074 1323 1361 1536" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1142 1547 1299 1574">景観重点地区</p>

項目	課題
<p>民有地での緑化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● まちの美観向上のため、民有地での緑化を推進することも望まれます。</li> <li>● このため、まちの緑化に対する住民の意識向上と住民参加を促進するソフト面での施策も必要となります。</li> <li>● 企業などの工場敷地では敷地周辺の緑化やオープンスペースの確保を行い、住宅地では接道部に生垣の設置や、巨樹や古木などの保護等が望まれます。</li> <li>● また、持続性を有するものとするため、緑地協定締結、公開空地の確保などの利用を図ることが望まれます。</li> </ul> <div data-bbox="1059 331 1366 560" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1117 568 1302 600">民有地での緑化</p>
<p>眺望点及びランドマークの保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 輪島崎の天神山や鳳来山公園、一本松総合運動公園、重蔵神社や住吉神社などの社寺境内、マリントウンは、輪島市の眺望景観の拠点（アクセント）となるものであり、緑地の保全整備が望まれます。</li> </ul> <div data-bbox="1050 784 1356 1012" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1078 1016 1315 1048">マリントウンの眺望</p>

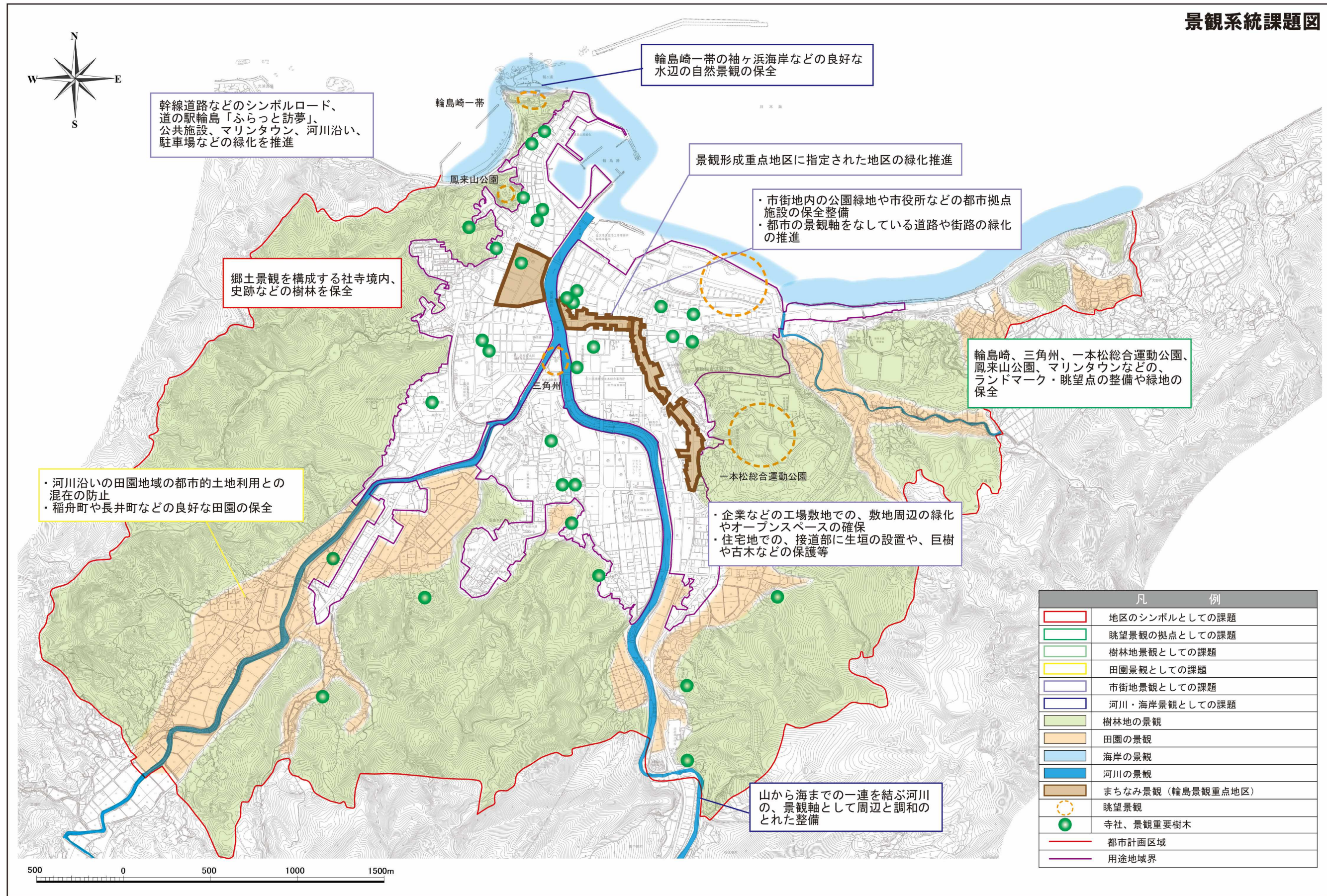


図 景観系統課題図

## 4. 総合的な評価と課題

### (1) 総合的な評価

緑地の4系統別の評価と課題に基づき、総合的な評価と課題を整理します。

#### ① 評価

面の緑、点の緑、線の緑の3つの視点より総合的な緑地の評価を整理します。

項目	評価
面の緑	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川沿いに広がる田園、丘陵地の樹林地は、農業や林業の生産基盤であり、人と良好な自然が共生してきた輪島の郷土の風景の骨格として重要です。</li> <li>● 水源涵養林、段丘や市街地周辺の丘陵の樹林地は、生物が生息することができる場所であり、都市の自然生態系の保全に関わるものとして重要です。</li> <li>● 森林整備にあわせた未利用材の有効利用、遊休地の有効活用、再生可能エネルギーの普及推進や環境にやさしい取組みに努め、ゼロカーボンシティを推進しています。</li> <li>● 市街地の海成段丘及び丘陵地の樹林地は、地すべりや崖崩れを防止・軽減する働きがあり、災害発生の恐れがあり指定された箇所及びその周辺の樹林地の存在は重要です。</li> <li>● 水害の軽減・防止のための保水機能を有する丘陵地の樹林地や田園の存在が重要です。</li> <li>● 能登半島国定公園の指定区域である輪島崎一帯や稲舟海岸は、沿岸部のレクリエーションの拠点であるとともに、優れた自然の地形や樹林を有した水辺景観として重要です。</li> </ul>
点の緑	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社寺境内、墳墓等の史跡と一体となった緑地は、輪島市の歴史的風土を代表するものであり、今後も継承されていくべきものです。</li> <li>● 一本松総合運動公園は、広い園地と運動施設の集積する施設系レクリエーションの拠点として重要です。</li> <li>● 鳳来山公園は、緑豊かな憩いの場、レクリエーションの拠点として重要です。</li> <li>● マリントウンには、こどもの広場などのレクリエーション空間が創出されています。</li> <li>● 大規模な公共施設（小・中学校、高等学校など）や民間施設は、指定緊急避難場所や指定避難所に指定されており、今後も火災時の避難地としても機能することが望めます。</li> <li>● 史跡や社寺境内、田園と集落と背後の樹林地が一体となった景観、旧来からの市街地における特徴的まちなみ景観は、輪島の郷土景観として今後も継承すべきものです。</li> <li>● 一本松総合運動公園、輪島崎一帯、三角洲、輪島港やマリントウンなどは、緑と水が調和した景観や市街地などを望む良好な眺望点です。</li> </ul>

項 目	評 価
線の緑	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河原田川、鳳至川は、輪島市の方向性を示す景観の軸（山－まち－海）を形成し、水生生物の生息地であるとともに、親水空間や遊歩道などのレクリエーション機能、延焼遮断帯としての機能などを有しています。</li> <li>● 幹線道路は、火災などの延焼遮断帯として機能する他、避難地に通ずる避難路としても重要なものです。</li> <li>● 国道 249 号や都市計画道路河井町・横地線、都市計画道路市役所前通り線などは、都市の景観軸としてシンボル性を有していますが、現状では建物が建ち並び、緑地に乏しく街路樹のある路線も限られています。</li> <li>● 都市計画道路については、部分的に歩道及び街路樹の整備がされており、安全で快適に住居からレクリエーションの場、レクリエーションの場からレクリエーションの場を結ぶネットワークとして期待されます。</li> </ul>

## ②課題

面の緑、点の緑、線の緑の3つの視点より総合的な緑地の課題を整理します。

項目	課題
面の緑	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川沿いに広がる田園、段丘や丘陵の樹林地は、生産基盤として、また、自然と人や生物が共生する空間として保全する必要があります。</li> <li>● ゼロカーボンシティの実現に向けた森林の保全・整備を推進していく必要があります。</li> <li>● 本市の地形の特徴である海成段丘や丘陵地の斜面の地すべりや崖崩れ未然防止のため、指定区域以外でも樹林地を保全整備する必要があります。</li> <li>● 丘陵地の樹林地、田園は、市街地の水害を防止・軽減する保水機能などを有しているため、その保全を図る必要があります。</li> <li>● 輪島崎一帯や稲舟海岸は、輪島の特徴的な沿岸部の水辺環境・景観として保全する必要があります。</li> <li>● 輪島市景観条例に基づき、輪島景観重点地区に指定された地区では、景観形成基準に基づく緑化を推進する必要があります。</li> </ul>
点の緑	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社寺境内、史跡などの緑地は、輪島市の歴史的風土を継承する場として保全する必要があります。</li> <li>● レクリエーション活動の拠点となる一本松総合運動公園や鳳来山公園、マリントウンは、適切な維持管理や施設の改修により、長寿命化を図る必要があります。</li> <li>● 小・中学校、高等学校については、交流の場や避難地としての緑化を推進する必要があります。</li> <li>● 輪島の郷土景観となる旧来からの市街地の特徴的まちなみ景観の保全に向けて、緑あるオープンスペースの確保、民有地での緑化などを推進する必要があります。</li> <li>● 一本松総合運動公園、輪島崎一帯、マリントウンなどは、輪島市の眺望景観の拠点（アクセント）となるものであり、緑地の保全整備が望まれます。</li> </ul>
線の緑	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鳳至川や河原田川等の河川は、山から海までの一連の輪島の景観を形成しているとともに、多様な機能を有する軸として周辺との調和のとれた整備が望まれます。</li> <li>● 幹線道路や都市計画道路などは、延焼遮断帯や住居や公園緑地などを結ぶ緑のネットワーク軸として、緑化を図ることが望まれます。</li> </ul>

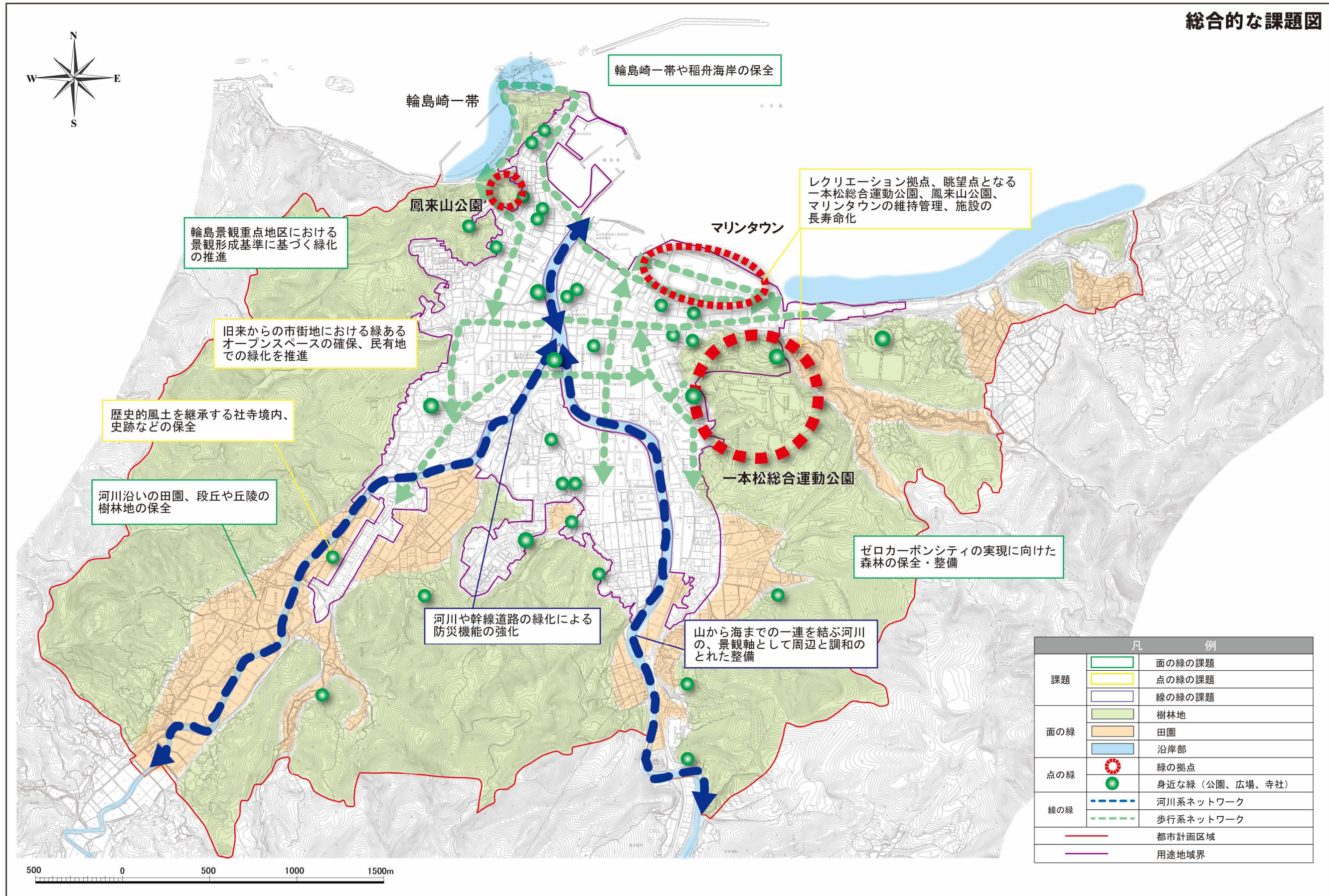


図 総合的な課題図

## 第3章 計画の将来像及び目標

### 1. 基本理念

#### (1) 上位計画の基本理念

上位計画である「第2次輪島市総合計画」、「輪島市都市計画マスタープラン」の基本理念を以下に示します。

#### ①第2次輪島市総合計画

##### 【基本理念】

### 地域特性と市民の知恵を最大に活かした まちづくりの推進

本市は、第1次総合計画において、本市が有する豊かで美しい里山里海、匠の文化、ものづくり産業、個性豊かな祭り、伝統行事、文化遺産等の様々な地域資源を最大限に活用し、まちづくりを推進することをまちづくりの基本理念としました。

さらには、時代の流れに柔軟に対応しつつ、地域の課題を克服し、暮らしやすいまちづくりを推進するため、市民と行政が目標に向かって協働し、創意工夫によって活力に満ちたまちづくりを推進することも基本理念としていることから、本計画においても第1次総合計画に掲げたまちづくりの基本理念を踏襲することとします。

##### 【将来像】

### “あい”の風がはぐくむ 快適・活気・夢のまち ～歴史が息づき 人が輝く まちづくり～

本計画においても、第1次総合計画で掲げた「市民と行政が一体となって、連携・協働のもと、“住んでみたい”、“ずっと住んでいたい”と思える「まち」を目指し、住んで楽しく、訪ねてうれしい、人が行き交うにぎわいのある輪島市を創造するに当たって、まちづくりの基本理念と同様に、将来像を踏襲することとします。

「あいの風」は「あえの風」ともいい、日本海の沖合から陸へ吹く北東からの風のことで、古くは万葉集にも詠まれた「東風（あゆの風）」が転じたものです。かつて、あいの風を帆に受け、日本海を往来する北前船が、本市に活力と文化の多様性をもたらしました。「あいの風」は、本計画においても本市のこれからのまちづくりに欠かせないキーワードであると考えています。

## ②輪島市都市計画マスタープラン

### 【都市づくりの基本理念】

#### 市民がつくる “あい” のまち輪島

「市民がつくる あいのまち」は、豊かな自然や先人が創り上げてきた文化と伝統を活かしつつ、“市民が郷土への愛着と生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり”、“白米の千枚田、曾々木海岸、黒島の街並み等の多様な地域資源の魅力を活かし、個性とうるおいのあるまちづくり”、“能越自動車道、能登空港、輪島港マリントウンの交通ネットワーク等を活かしながら、多様な人々の交流が活性化し、市民・事業者・行政が連携・協働するまちづくり”を目指すものです。

そのようなまちづくりによって、住んで楽しく（愛(あい)…郷土愛）、訪ねてうれしい（饗(あい)…おもてなし）、人が行き交う（逢(あい)…新たな出会い）など、新しい時代にあった「“あい” のまち輪島」を創造します。

### 【公園・緑地整備の方針】

#### ◆公園・緑地整備の基本的考え方

市民の憩いの場の提供と快適でうるおいのある都市環境の形成、防災機能の強化を目指し、公園・緑地の整備充実を図ります。

#### ◆公園・緑地整備の方針

##### ●市街地に潤いを与える緑の保全、創出

市街地を囲む山林や周辺市街地の緑地や田園風景の保全を図るとともに、散策路の整備など、市民が自然と触れ合える場を創出します。

市街地では、国道 249 号等の主要道路ネットワーク路線、鳳至川、河原田川等の河川沿いを中心に街路樹等による特徴ある緑豊かな街路空間の形成や、公共施設の緑化を進めます。また、寺社地内の緑の保全や、生け垣の推奨等による住宅地の緑化など、宅地内の緑を積極的に保全、創出します。

##### ●市民の憩いの場の整備

鳳来山公園や一本松総合運動公園、輪島市健康ふれあい広場、門前モータースポーツ公園等の既存の公園、広場は、ボランティア活動を呼び掛けるなどして市民、事業者、行政の協働により維持管理の充実を図り、身近な憩いの場として親しまれ利用しやすいよう整備します。

**●災害に強いまちづくりの推進**

一本松総合運動公園については、関係機関との連携を強化しながら、災害時の避難地として維持管理に努め、公園までの避難経路の確保を図るとともに、市民に対する普及啓発を図ります。

また、各地区において、災害時に一時避難地となる公園を適正に配置するとともに、それら公園までの避難経路となる幹線道路等の維持管理に努めます。

**●緑のネットワークの形成**

輪島市の快適でうるおいのある都市環境を形成するため、鳳来山公園、一本松総合運動公園のほか、市街地の身近な公園を適正に配置することにより、多様なレクリエーション拠点を形成するとともに、歩行者系街路ネットワーク、河川系緑地ネットワークを活かし、公園間を連携した緑のネットワークを形成します。

## (2) 基本理念

上位計画における本市のまちづくりの基本理念を踏まえ、本計画における基本理念は、以下のとおり設定します。

### 輪島市の基本理念

## 市民とつくる 快適で持続可能な 緑の“あい”のあるまち 輪島

「市民とつくる 快適で持続可能な 緑の“あい”のあるまち 輪島」は、豊かな自然環境や先人が創り上げてきた伝統文化、風土を将来に受け継ぐとともに、緑が有する様々な機能を積極的に活用し、安心・安全で快適なまちを市民・事業者・行政が連携・協働しつくりあげることで、地域に“あい”があふれる持続可能なまちづくりを目指すものです。

“あい”には、住んで楽しく（愛(あい)…郷土愛）、訪ねてうれしい（饗(あい)…おもてなし）、人が行き交う（逢(あい)…新たな出会い）などの意味を込めています。

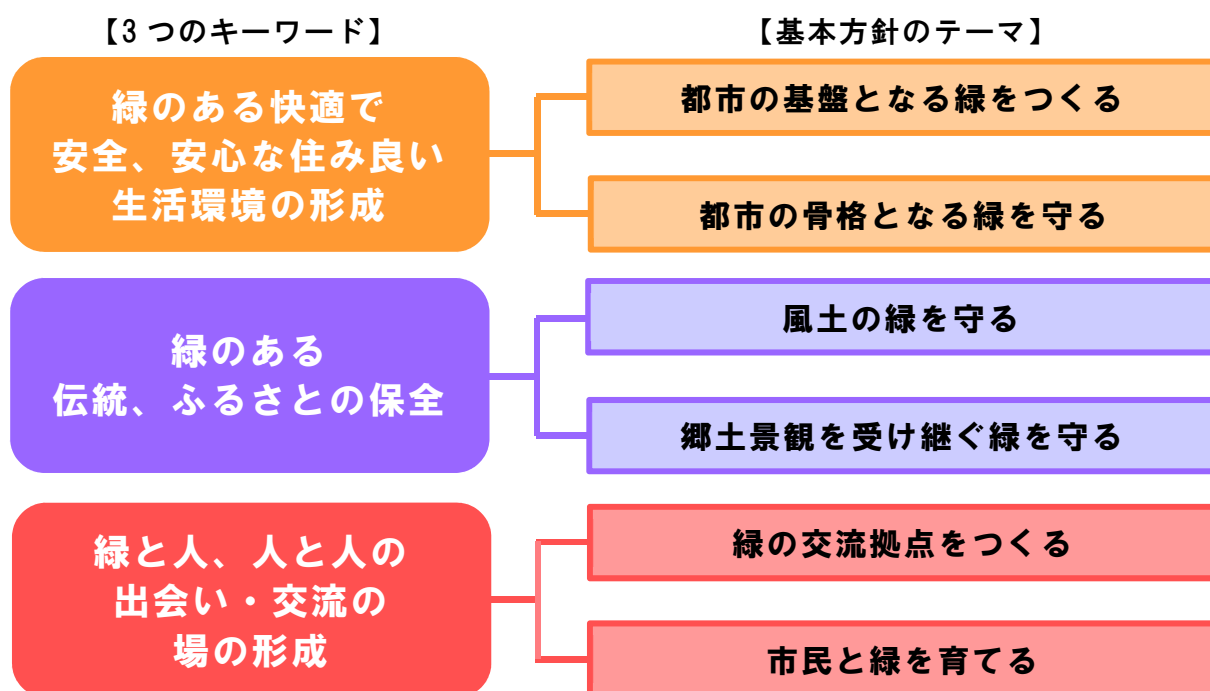


図 都市づくりの3つのキーワード・基本方針のテーマ

## 2. 基本方針

「市民とつくる 快適で持続可能な 緑の“あい”のあるまち 輪島」を目指し、その実現のための都市づくりの3つのキーワードより、輪島市の将来に向けて取り組むべき緑に関する施策の基本方針を設定します。

### (1) 緑のある快適で安全、安心な住み良い生活環境の形成

#### ① 都市の基盤となる緑をつくる

潤いがあり、災害に強く、バリアフリーに対応した都市づくりのため、公園緑地や市街地内の道路や河川などの公共用地、住宅や商業施設などの民有地の緑化の推進、市街地に緑のネットワークの形成を目指します。

#### ② 都市の骨格となる緑を守る

市街地周辺の丘陵地の樹林地、田園、沿岸部の緑、市街地と周辺を結ぶ河川は、多様で豊かな自然を抱え、生物の生息空間、農業や林業の生産基盤となっており、また、都市の自然生態系を維持し、自然災害などを軽減・防止するなどの機能を有するものです。今後とも、これら緑の保全、維持管理を行います。

### (2) 緑のある伝統、ふるさとの保全

#### ① 風土の緑を守る

市街地に点在し輪島のまちなみを特徴づけている社寺境内、そして、史跡、景勝地、自然樹林地、特徴的地形などを保全し、輪島市固有の風土を継承します。

#### ② 郷土景観を受け継ぐ緑を守る

市街地を取り囲む丘陵地の樹林地と田園、沿岸部の緑、市街地と周辺を結ぶ河川は、丘陵地辺縁の集落と一体となり郷土景観を形成しています。また、生物の生息空間、古くから林業の営まれてきた場所でもあり、その風景と質の保全、維持管理を行います。

### (3) 緑と人、人と人の出会い・交流の場の形成

#### ① 緑の交流拠点をつくる

人々が自然と触れ合うことができる場、緑を通して人と人の出会い・交流できる場として、大規模なレクリエーションの場、市街地の公園緑地や公共空地の整備、市街地内農地の計画的な活用を図ります。

#### ② 市民と緑を育てる

人々が自然と触れ合うことができる機会、緑を通して人と人の出会い・交流できる機会をつくるため、また、市民の緑化に対する関心や協力を向上させ、官民一体となった緑のあるまちづくりを活発化させるため、助成や顕彰制度、緑に関するイベントの開催などを推進します。

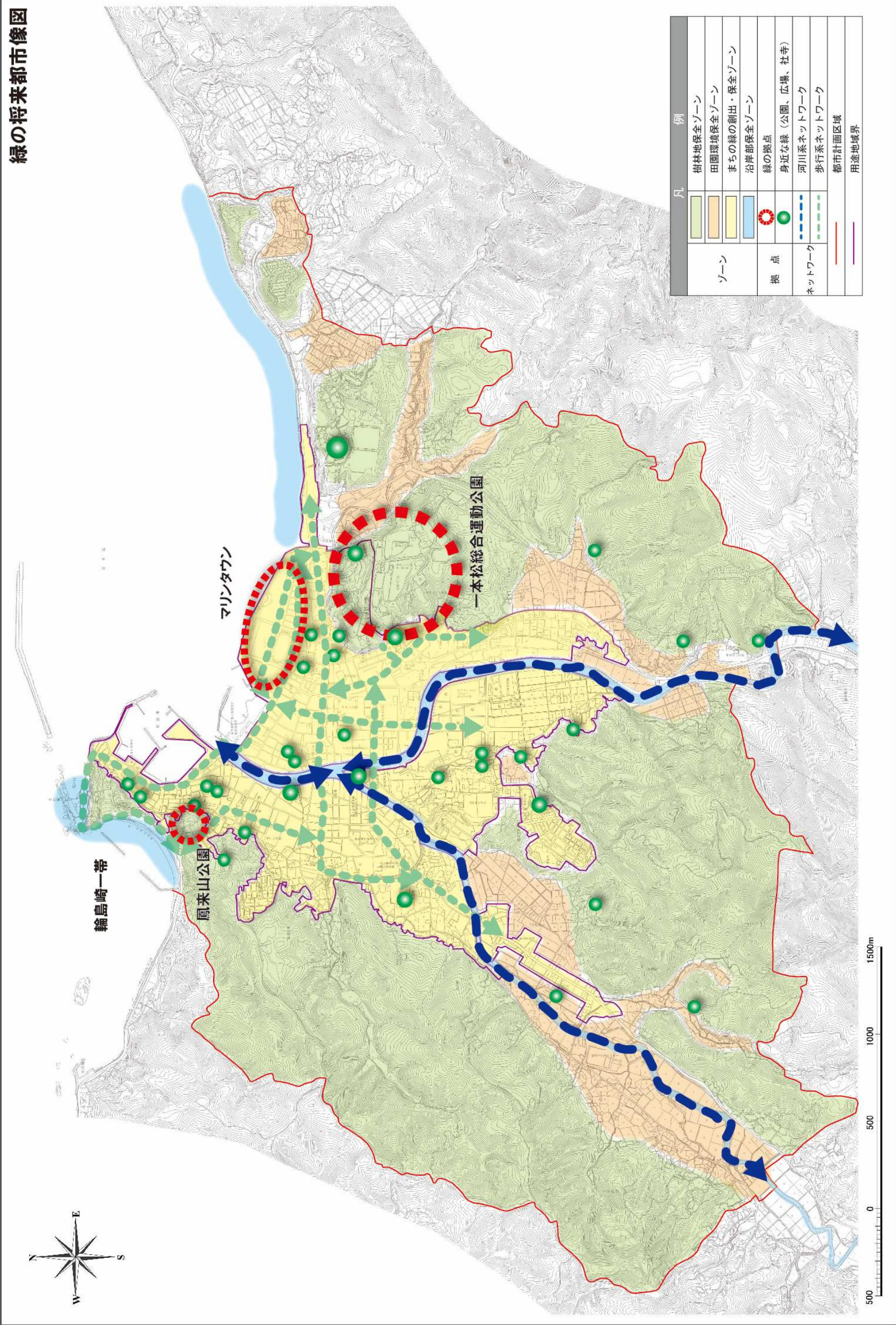


図 緑の将来都市像図

### 3. 計画の目標

#### (1) 計画フレーム

将来の計画フレームは、令和2年国勢調査による人口を現況値として、上位計画である第2次輪島市総合計画における目標人口を踏まえ、以下のとおり設定します。

表 計画フレーム

項目	現況 (R2)	目標年次 (R22)
行政区域人口 (人)	24,608	17,173
都市計画区域人口 (人)	12,697	8,660
都市計画区域面積 (ha)	1,376.4	1,376.4

#### (2) 計画の目標水準

##### ① 都市計画区域面積当たり緑地割合

都市計画区域面積当たりの緑地割合は、現況は69.4%と高い水準にあり、将来も現況の緑地割合を維持していくこととします。

表 都市計画区域面積当たり緑地割合

項目	現況 (R2)	目標年次 (R22)
都市計画区域面積当たり 緑地割合	69.4% (緑地面積 : 954.8ha)	69.4% (緑地面積 : 954.8ha)

##### ② 1人当たりの都市公園面積

都市計画区域人口1人当たりの都市公園面積は、現況は10.2㎡/人であり、石川県の15.1㎡/人よりは下回るものの、都市計画区域内の緑地割合が高く、また、都市公園に準じる公園緑地として、こどもの広場や競技場がマリントウンに整備されていることを踏まえ、都市公園の適切な配置及び整備を行うことで、現況の水準を維持していくこととします。

表 1人当たりの都市公園面積

項目	現況 (R2)	目標年次 (R22)
都市計画区域人口 1人当たり都市公園面積 (㎡/人)	10.2	10.2

## 第4章 緑地の配置方針

### 1. 系統別配置方針

#### (1) 環境保全系統

環境保全系統の配置方針は、以下の視点より定めます。

##### ① 豊かな自然の保全

- 市街地周辺の丘陵地や段丘の樹林地は林業の生産基盤であり、水源涵養、都市の微気象緩和という機能を持っています。自然と共生するエリアとして、住民の協力を得て二次林の維持管理、自然林の保護などにより保全を図ります。
- 市街地周辺に広がる田園は、農業の生産基盤であり、また、保水能力や微気象緩和機能などを有し、都市の自然生態系に関わる重要なものです。河原田川、鳳至川、塚田川沿いは、都市的土地利用との混在化を抑制した計画的な土地利用を行い、一定の田園環境の維持、保全を図ります。
- 貴重な生物が生息する河川は、今後も貴重かつ多様な動植物の存在する空間として、また、市街地では都市にうるおいを与える親水空間として、その水辺環境の維持、整備を図ります。
- 森林整備にあわせた未利用材の有効利用、遊休地の有効活用、再生可能エネルギーの導入推進や省エネルギー機器・設備の普及推進など、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組みを推進します。

##### ② 風土の継承

- 輪島崎一带や鳳来山公園、史跡と一体となった緑地、社寺境内の樹林地は、風土を継承する緑地として、保存樹、保存樹林、自然環境保全区域の指定により、その保全を図ります。

##### ③ 市街地の緑地の整備

- 生活環境の向上のため、住区基幹公園などの公園緑地の整備拡充、公共施設用地及び民有地での緑化を図ると共に、市街地に点在する田園の計画的な利活用を図ります。
- マリントウンには、市街地に接し、生活環境の向上に資する緑地を配置します。

#### ④緑地のネットワーク

- 良好な自然の存在する地区、貴重な生物の生息する地区などを保全するため、**生物の移動経路となるような緑地を確保**するとともに、生活環境向上に資する緑地の機能をより効果的に発揮するため、河川や道路による緑地のネットワーク化を図ります。
- 河原田川、鳳至川**は、内陸部の丘陵地から海までを結ぶネットワークとして**沿線の緑化及び水辺環境の保全整備**などを行い、**自然豊かな緑のネットワークを形成**します。
- 河川のネットワークでは、東西方向の軸に乏しいため、幹線道路等やオープンスペースの緑化により、ネットワークを補強します。
- 市街地に点在する緑地を結ぶように市街地の公共施設用地、民有地での緑化を図ります。

環境保全系統配置方針図

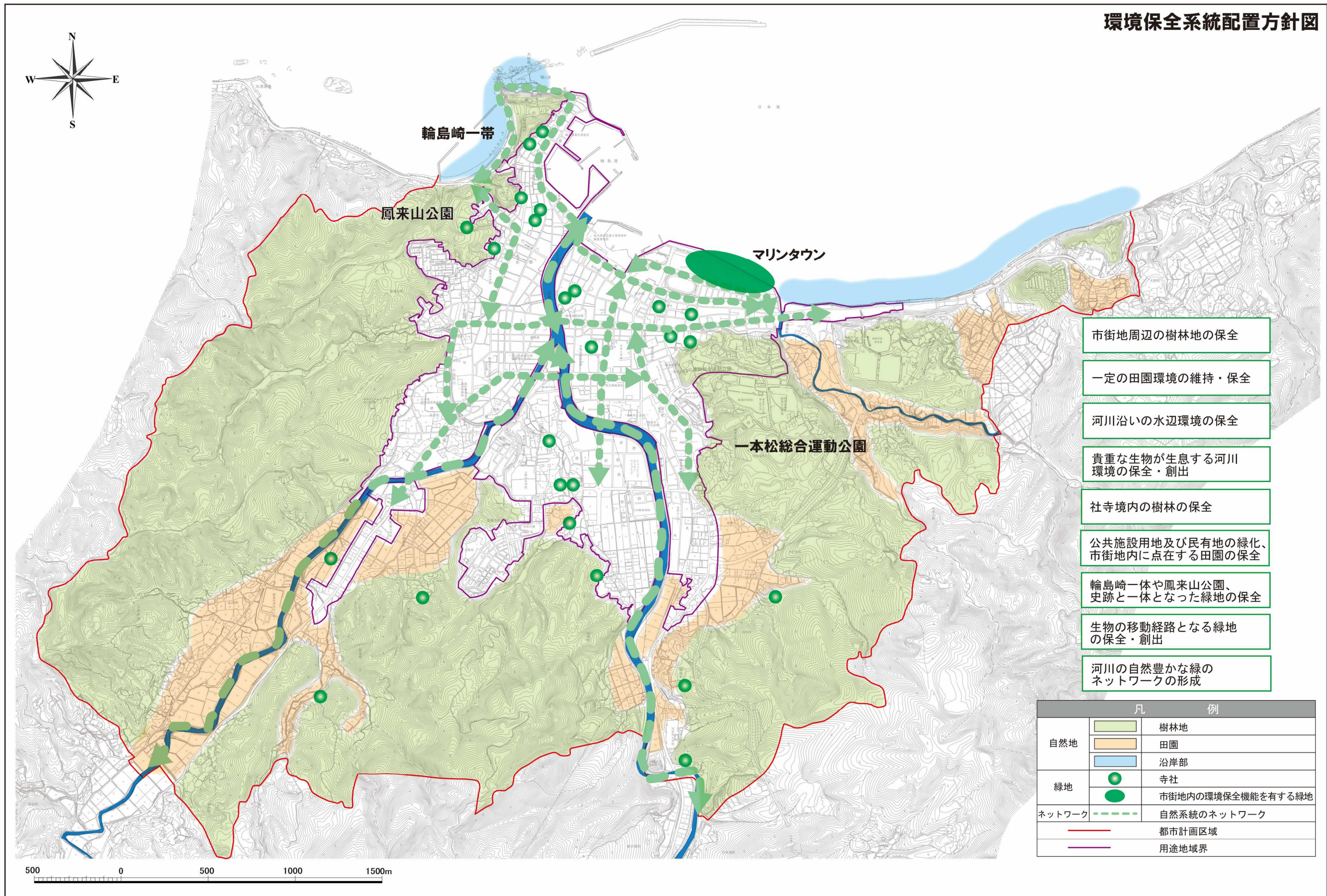


図 環境保全系統配置方針図

## (2) レクリエーション系統

レクリエーション系統の配置方針は、以下の視点より定めます。

### ① 将来の都市発展に応じた適切な形態、規模の緑地の配置

○既成市街地及び市街化が進行すると考えられる市街地周辺は、誘致距離や都市計画区域人口1人当たりの公園緑地面積より、本市において不足している住区基幹公園あるいはそれに準じる公園緑地の配置を推進します。

### ② 多様なレクリエーション拠点の充実

○本市のレクリエーションの拠点となる鳳来山公園や健康ふれあい広場などの緑地の適切な維持管理を図り、多様なレクリエーション需要に応えます。

○運動施設の利用を中心とする施設系レクリエーションの拠点となる一本松総合運動公園の大規模改修や適切な維持管理による長寿命化を図ります。

○海水浴、キャンプ、景勝地の探訪など、海岸の自然資源を利用した海のレクリエーションの拠点となる輪島崎一帯（能登半島国定公園内）の散策路の適切な維持管理を図ります。また、すぐれた景勝地の自然環境を維持するため、清掃・美化活動を推進します。

○マリントウンは、こどもの広場、競技場などを利用した多様な交流を創出するレクリエーションの受け皿（拠点）として、公園緑地の保全を図ります。

○丘陵地や河川沿い、良好な田園などの自然に触れ合えるエリア及び市街地のまちなみや輪島の文化に触れ合えるエリアでは、それらの特徴的資源を生かすため、自然と触れ合える環境を保全するとともに、歩道・散策路などの歩行空間、休憩スペースとなるポケットパーク等の整備を図ります。

### ③ 緑地のネットワーク

○より活発なレクリエーション活動を図るため、拠点となる緑地相互間、交通集中地（道の駅輪島「ふらっと訪夢」、市街地中心部）や住居からレクリエーションの場までの道路における花植え等の緑化活動の推進、河川沿いの緑化、休憩や交流ができるオープンスペースとなる公園緑地の整備によりネットワーク化を図ります。

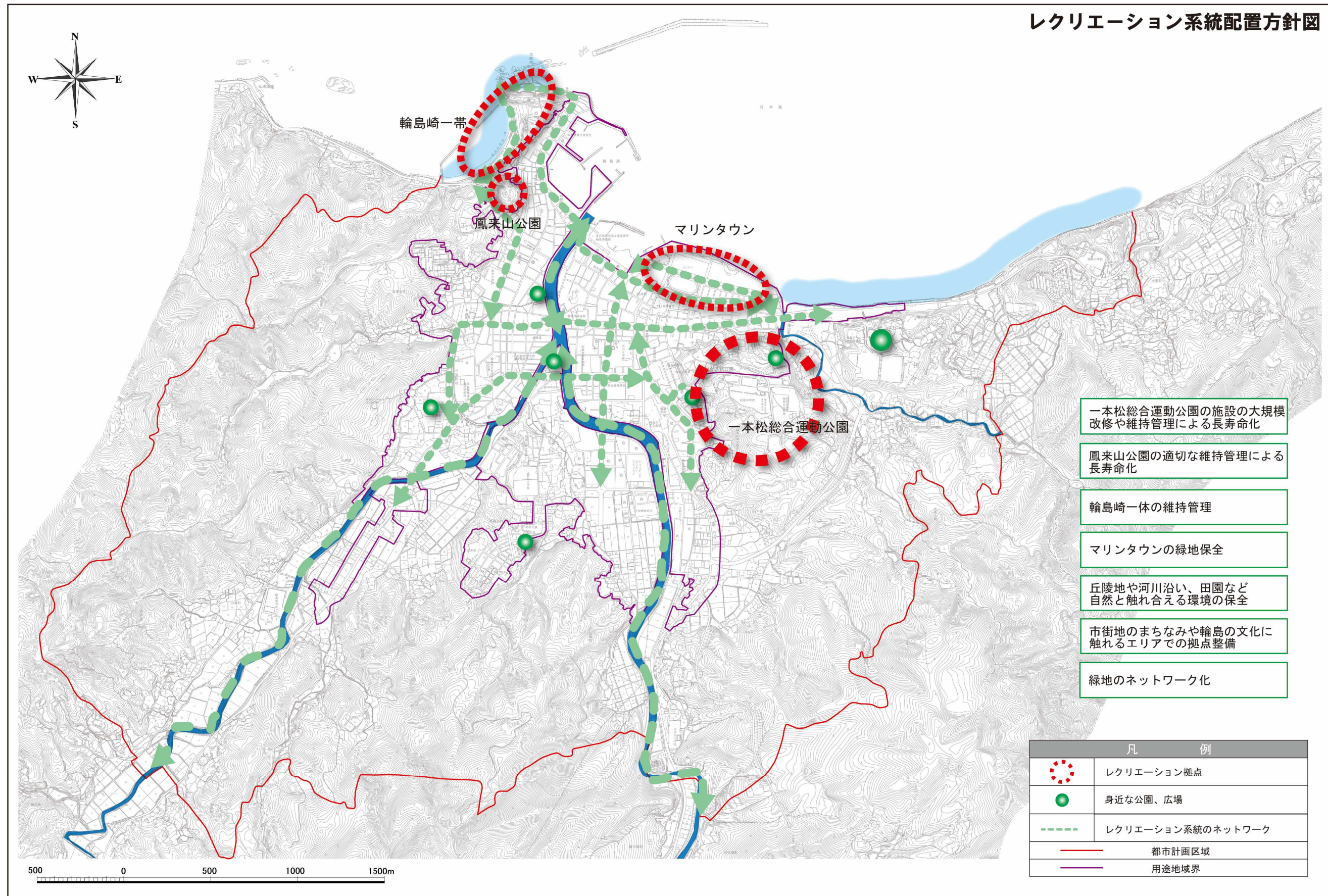


図 レクリエーション系統配置方針図

### (3) 防災系統

防災系統の配置方針は、以下の視点より、定めます。

#### ① 自然災害の防止、軽減

- 市街地周辺の丘陵地や段丘の斜面は、地すべり危険区域、急傾斜地危険区域などの災害の恐れのある区域として指定される地区があります。そのような区域及びその周辺も含め、樹林地の保全や緑化を図ります。
- 市街地周辺の丘陵地の樹林地や田園、都市内緑地は、洪水を防ぐための保水・浸透機能を有しています。近年、気候変動に伴い頻発化・激甚化する水災害に備え、森林の維持管理、田園の保全などによるグリーンインフラを活用した浸水対策を強化します。

#### ② 市街地の防災

- 住居より避難地までの避難路の確保のため、幹線道路、河川沿いの歩道の整備、沿線に接する公共用地や民有地での緑化を図ります。
- 災害時の避難地や救援や復旧活動の拠点となる 一本松総合運動公園やマリントウン、市立輪島病院、指定緊急避難場所や指定避難所となる 小・中学校、高等学校等は、敷地周辺の防災植樹、貯水槽、備蓄倉庫、防災・避難設備等の 防災機能の充実を図ります。
- 既成市街地については、更に市街地郊外への避難を考慮し、市街地周辺に災害時の避難地、災害復旧、救援の拠点となる大規模な公園緑地の配置を図ります。
- 市街地における火災などの延焼遮断帯や災害の軽減や防止の働きのある 河川や幹線道路の緑化を図ります。
- 密集住宅地に隣接する段丘や丘陵の斜面についても、火災などの延焼遮断帯や災害の軽減や防止の効果が期待できるため、その保全や緑化を図ります。また、住宅の密集する市街地での被害を軽減する働きのある 防災空地における緑化の推進と社寺境内の緑地の保全を図ります。

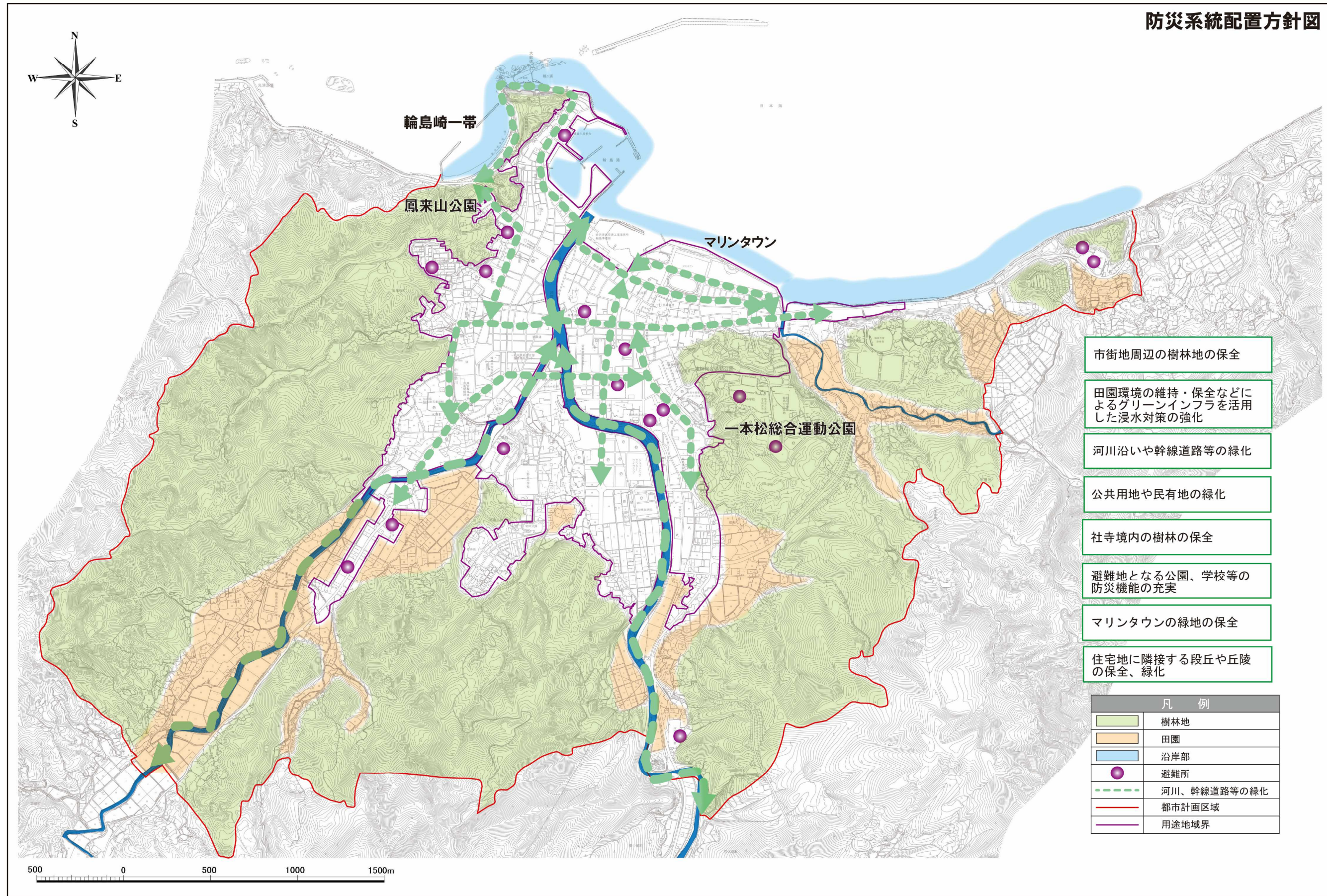


図 防災系統配置方針図

#### (4) 景観系統

景観系統の配置方針は、以下の視点より、定めます。

##### ① 郷土の自然景観の保全

- 二次林、人工林、極所的に存在する自然林が混ざり合う段丘や丘陵の樹林地は、里山の自然が存在し、輪島市のふるさとの自然景観として、二次林の維持管理、自然林及びその周辺の保護、保安林の指定の継続、自然環境保全地区としての指定などにより景観の保全を図ります。
- 輪島崎一帯の袖ヶ浜海岸などは、水辺の自然景観を良好な状態で維持しており、今後とも、その状態を維持するため、水辺の環境美化を図ります。
- 市街地周辺に広がる田園については、宅地化の可能性の高い河原田川、鳳至川、塚田川沿いは、都市的土地利用との混在化を抑制した計画的な土地利用を行い、田園と集落、背景となっている丘陵地の樹林と一体的となった景観の形成を図ります。
- 自然の地形がつくったランドマーク・眺望点である、輪島崎、三角洲、一本松総合運動公園、鳳来山公園などは、眺望点の整備や緑地の保全を図ります。
- 輪島市景観条例に基づき、輪島の自然・歴史・文化・風土などの特徴を色濃く残している樹木について、景観重要樹木としての指定を検討します。

##### ② まちなみ景観の形成

- 朝市通りや漁港など郷土のまちなみ、輪島市の商業や行政の中心となっている近代的なまちなみについて、各々の個性を発揮し、まちの美観向上に資する緑地を配置します。
- まちの緑化に対する住民の意識向上などを図り、民有地での緑化を促進します。
- 輪島市景観条例に基づき、輪島景観重点地区に指定された地区では、景観形成基準に基づく緑化を推進し、緑豊かなまちなみ景観を形成します。
- 幹線道路等のシンボルロード、道の駅輪島「ふらっと訪夢」、公共施設、マリントウン、河川沿い、駐車場などの緑化を図ります。
- 伝統や歴史に根づいた各町内の社寺境内、史跡などの緑地は、保存樹、保存樹林の指定により保全を図ります。
- 企業などの工場敷地では敷地周辺の緑化やオープンスペースの確保を行い、住宅地では接道部に生垣を設置、巨樹や古木などの保護等を行います。
- 緑豊かな市街地の形成を目指し、新たにつくられる市街地では、計画的な緑化の配置を行います。

③景観軸の形成

- 幹線道路及び河原田川、鳳至川は、市街地を縦横に走り、輪島市の方向を明らかにしている景観軸として、周辺の景観との調和のとれた、街路樹や河川緑地の保全整備を図ります。

景観系統配置方針図

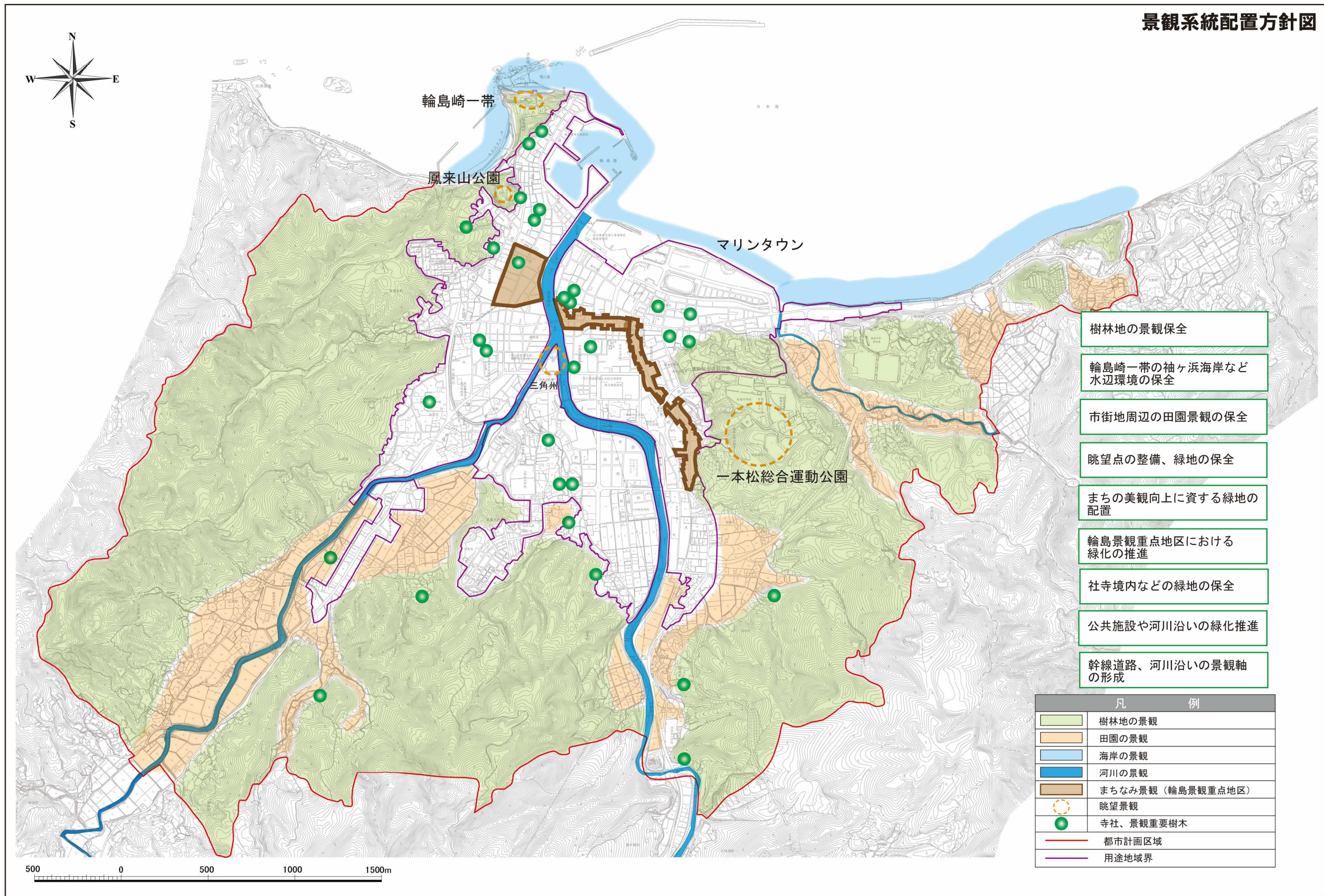


図 景観系統配置方針図

## 2. 総合的な配置方針

### (1) 系統別配置方針の整理

緑地の4系統別の配置方針に基づき、本計画における都市づくりの基本方針に沿って、系統別配置方針を整理します。

表 基本方針別に見た系統別配置方針の整理

基本方針	環境保全	レクリエーション	防災	景観
都市の基盤となる緑をつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公園緑地の整備拡充</li> <li>○公園緑地の保全</li> <li>○沿道、沿川の緑地のネットワーク整備</li> <li>○市街地に点在する田園の計画的な活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住区基幹公園の整備拡充</li> <li>○ウォークアブルシティや河原田川、鳳至川沿いの歩道整備と中継点(ポケットパークなど)の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難路や延焼遮断帯となる道路や河川沿いの緑化</li> <li>○避難地となる大規模な公園緑地の配置</li> <li>○小・中学校、高等学校、病院の防災機能の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市施設(道の駅輪島「ふらっと訪夢」、駐車場など)の緑化</li> <li>○幹線道路等の緑化</li> <li>○まちの美観向上に資する緑地の配置</li> <li>○市街地での計画的な緑化の配置</li> </ul>
都市の骨格となる緑を守る	<ul style="list-style-type: none"> <li>○段丘や丘陵の二次林の維持管理、自然林の保護</li> <li>○河川沿いの計画的な土地利用による一定の田園環境の保全</li> <li>○生物の生息する水辺環境の整備</li> <li>○森林整備にあわせてゼロカーボンシティの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○丘陵の樹林地や市街地周辺の良い田園など自然と触れ合える環境の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害の恐れのある区域として指定された丘陵地や段丘斜面の樹林地の保全</li> <li>○保水・浸透機能や延焼遮断効果を有する田園、段丘や丘陵地の樹林地の保全、グリーンインフラを活用した浸水対策の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○段丘や丘陵の二次林の維持管理、自然林の保護</li> <li>○河川沿いの計画的な土地利用による一定の田園環境の保全</li> <li>○河川沿いの緑化</li> <li>○ランドマーク・眺望点となる緑地の保全</li> </ul>
風土の緑を守る	<ul style="list-style-type: none"> <li>○史跡と一体となった緑地、社寺境内の樹林地、輪島崎一帯の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○輪島崎一帯の自然環境の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地での火災の被害を軽減する社寺境内の樹林地の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○輪島崎一帯の景勝地の保全</li> <li>○社寺境内の樹林地、史跡と一体となった緑地の保全</li> </ul>
郷土景観を受け継ぐ緑を守る	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緑豊かな田園景観の保全</li> <li>○丘陵地や田園と集落の一体的となった景観の保全</li> </ul>
緑の交流拠点をつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地での緑地のネットワーク化のため、公有地、民有地での緑化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○拠点となる公園緑地(一本松総合運動公園、マリントウン、輪島崎一帯など)の施設の適切な維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小・中学校、高等学校敷地等公共用地での緑化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民有地での接道部での緑化</li> <li>○企業や工場敷地での緑化</li> </ul>
市民と緑を育てる	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町内の交流の場となる広場の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民有地の緑化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民の意識向上などによる民有地の緑化促進</li> <li>○輪島景観重点地区における緑化</li> </ul>

## (2) 配置方針

緑地の4系統別の配置方針に基づき、本計画における都市づくりの基本方針に沿って、下記のとおり配置方針を整理します。

### ①面の緑

～大規模で面的な広がりを持つことで価値のある緑地～

○河川沿いの田園地帯は、都市的土地利用の混在化を抑制し、計画的な土地利用を行うことで、一定の田園環境の保全を図ります。

○段丘や丘陵の樹林地は、地域森林計画対象民有林や保安林として保全、二次林の維持管理、自然林の保全を図ります。田園や樹林地を地域性緑地として指定をすると共に、活用（散策路、自然体験）の方策についても検討を図ります。

○輪島崎や稲舟海岸など、輪島の特徴的な沿岸部の水辺環境の豊かな自然の保全を図ります。

### ②点の緑

～点としての拠点利用、存在価値のある緑地～

○レクリエーション活動の拠点となる一本松総合運動公園や鳳来山公園、輪島崎一帯、マリントウンなどの大規模な緑地は、施設の保全整備を図ると共に、その豊かな自然環境を保全します。

○河川沿いや幹線道路などのネットワークの中継点（公園広場やポケットパークなど）として、公共施設用地での公開性のある緑地の整備やオープンスペースの整備を図ります。特に小・中学校、高等学校については交流の場や避難地としての整備も図ります。また、社寺境内、学術的・文化的価値のある史跡などの緑地は、市街地での緑あるオープンスペースとして保全を図ります。

○市街地周辺での宅地化や公共施設の廃止等で空き地が発生した際は、住民の交流の場の整備やオープンスペースの整備を図ります。

### ③線の緑

～連続的な緑地により緑地と緑地をつなぎ、ネットワークを形成する緑地～

○河原田川や鳳至川沿いでは、その周辺環境に合わせ、市街地では都市の水辺景観として周辺の適正な緑化、市街地から市街地周辺にかけては市街地から近い親水空間として緑道や親水広場の整備、市街地周辺については豊かな自然のある水辺環境として保全整備を図ります。また、災害時の延焼遮断や避難路としての機能の充実を図ります。

○幹線道路等は、住宅から公園緑地を結ぶ快適な歩道として緑化し、生物の移動空間ともなり得る帯状の緑地の整備を図ります。また、沿線の公有地及び民有地での緑化を推進します。このほか、幅員のある道路については、河川と同様に災害時の延焼遮断機能や避難路としての機能の整備を図ります。

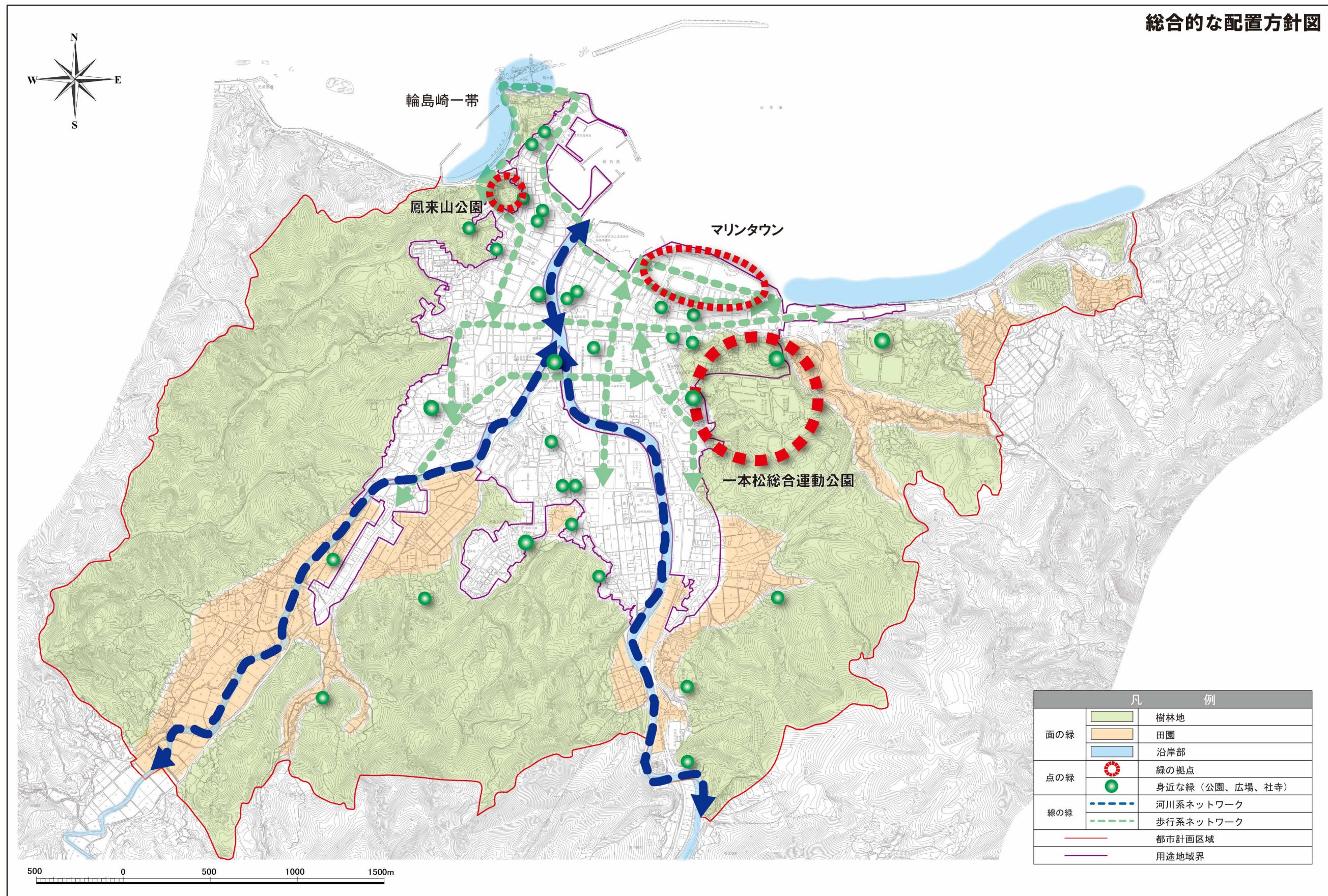


図 総合的な配置方針図

# 第5章 緑地の保全及び緑化推進施策

## 1. 施策の体系

緑の将来像及び基本方針を踏まえた、緑地の保全及び緑化推進に係る施策の体系は、以下のとおりです。

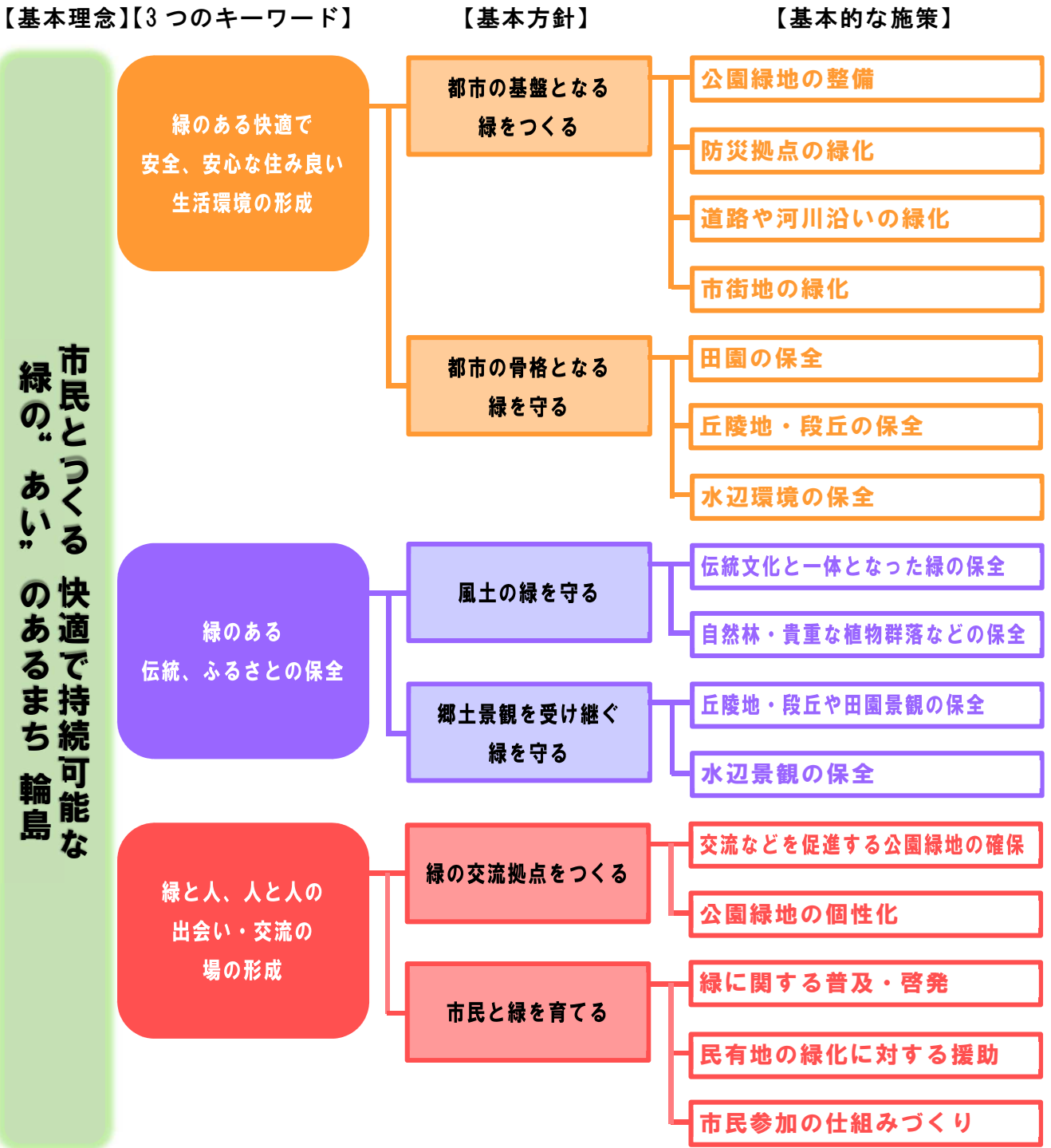


図 施策の体系

## 2. 都市の基盤となる緑をつくる

快適で安全、安心な生活環境を形成するため、公園緑地、道路、公共施設など、都市基盤の緑化を推進します。

### (1) 公園緑地の整備

- 住区基幹公園は、住民の最も身近な交流の場として、個々の公園の担う役割を考慮に入れ、商店街の中の花で彩られた公園や周辺の丘陵地の緑や田園を背景に取り入れた公園、水路に近く水の音を楽しめる公園、住民自らが植栽や管理を行う公園など、個性豊かな都市公園づくりを目指します。
- 大規模な公園は、災害時の避難地や復旧活動の拠点として、周辺の防火植栽や広場の整備、池の設置など災害時に備えた防災機能の充実を図ります。
- 一本松総合運動公園は、運動施設や散策路などの健康のための運動に資する施設の整備を推進する他、市街地から見ることでできるランドマークとして、斜面崩壊の防止のため、段丘斜面の樹林地の保全を図ります。また、住民の参加による植栽の整備を行い、緑化や植樹に対する住民の関心を高める場として利用します。

### (2) 防災拠点の緑化

- 一本松総合運動公園、市立輪島病院、小・中学校は、災害時の避難地としての役割を担うため、防火の外周植栽の整備、緑化の充実を図ります。

### (3) 道路や河川沿いの緑化

- 生活環境の面から、道路交通の安全性、快適性を図るため、歩道、道路の法面、環境施設帯などを対象に、適宜その緑化を図ります。
- 災害時の避難路となる幹線道路の街路樹の適正な管理を図ります。また、ある程度の幅を持った植栽帯は野生生物の移動経路ともなりえるため、身近に自然を感じる路線としての適正な管理を図ります。
- 道の駅輪島「ふらっと訪夢」周辺は、市内観光の玄関口であるとともに、市内の公共交通ネットワークの起点であることから、地域の顔となる幅の広い歩道の整備を進め、地区のゲートゾーンとしての空間整備に努めます。

- 道路からの建物の壁面後退により生み出されたオープンスペースでは、市民の協力を得ながら、草花などによる緑化を促し、住民に親しまれる商業地景観を形成します。
- 道路沿道の植栽によるフラワーロードの整備や街路樹の適切な管理により、緑と花に囲まれたうるおいのあるまちづくりを推進します。
- 河原田川、鳳至川は、内陸部の丘陵地から海までを結ぶネットワークとして沿線の緑化及び水辺環境の保全を図ります。



河原田川



河原田川沿いの歩道

#### (4) 市街地の緑化

- 工場は、緑化協定を結ぶなど、敷地内の緑地の確保に努めます。また、公開性のある緑地の整備を検討します。
- 所有者等の理解を求めながら、市街地にある駐車場の緑化を推進し、緑豊かな市街地の形成を図ります。
- 公共施設の付属緑地として、輪島漆芸美術館、漆芸技術研修所等の庭園があります。これらは、周辺住民の憩いの場としても重要なものであり、既存の公共施設、今後新たに整備される公共施設の敷地内には、市民に開放するオープンスペースの整備を図ります。
- 公営住宅や分譲地などの団地は、緑化を推進し緑の空間を創出します。
- 小・中学校は、グラウンド等のスポーツ施設の開放により、地域のスポーツの振興に貢献するための機能を充実させ、住区基幹公園を補完するものとして位置付けます。校内の空きスペースを利用した花壇の整備を行うなど、様々な植物と触れ合える場の確保を図ります。
- マリンタウン内の緑地は、住民の利用だけでなく、観光客の利用も考えられ、海に面する親水性のある場所として緑地の保全を図ります。



マリンタウン緑地



住宅団地の緑化

### 3. 都市の骨格となる緑を守る

市街地周辺の丘陵地の樹林地や田園、沿岸部の緑、周辺と市街地を結ぶ河川は、多様で豊かな自然を抱え、生物の生息空間、産業の基盤となっており、また、都市の自然生態系を維持、災害を軽減・防止する機能を有し、都市の骨格となるものです。このような人間の生活に関わりを持つ豊かな自然を保全します。

#### (1) 田園の保全

○市街地周辺に広がる田園については、都市的土地利用との混在化を抑制した計画的な土地利用を行い、一定の田園環境の保全を図ります。



良好な田園環境

#### (2) 丘陵地・段丘の保全

○市街地周辺の丘陵地や段丘の樹林地については、林業の生産基盤であり、水源涵養、都市の微気象緩和という機能を有しているため、今後も自然と共生するエリアとして、住民の協力を得ながら二次林の維持管理、自然林の保護などにより保全を図ります。

○地すべり危険区域、急傾斜地危険区域などの災害の恐れのある区域として指定される市街地周辺の丘陵地や段丘の斜面については、土砂災害を防止するため、区域及びその周辺も含め、樹林地の保全や緑化を図ります。

#### (3) 水辺環境の保全

○袖ヶ浜海岸や鴨ヶ浦を含む輪島崎一帯は、輪島を代表する自然の水辺空間であり、海岸の清掃、美化活動などを推進するとともに、キャンプ場などのレクリエーション施設周辺の緑化を図ります。

○水辺に近づく親水広場の整備、並木の整備により、快適で個性ある河川の緑地を創出します。

○河川について、貴重な野生生物の生息地であり、その生息地を守るため、管理者と調整しながら、多自然型の護岸整備や維持管理を推進します。

## 4. 風土の緑を守る

市街地に点在し輪島のまちなみを特徴づけている社寺境内、そして、史跡、景勝地、自然樹林地、特徴的地形などを保全し、本市固有の風土を継承します。

### (1) 伝統文化と一体となった緑の保全

- 社寺境内地は、地域のシンボルとして、古くより住民に親しまれてきた社寺境内の緑地は、保存樹・保存樹林、緑地保全地区の指定を必要に応じて行い、保全を図ります。
- 市指定文化財（天然記念物）である「日和山のモクゲンジ」など、本市を代表する文化財を保護していきます。
- 輪島市景観条例に基づき、輪島の自然・歴史・文化・風土などの特徴を色濃く残している樹木や鎮守の森などを、景観重要樹木としての指定を検討します。



輪島市景観重要樹木  
白藤家の黒松

### (2) 自然林・貴重な植物群落などの保全

- 輪島崎一帯や史跡と一体となった緑地などは、風土を継承する緑地として、保存樹、保存樹林、自然環境保全区域の指定により、その保全を図ります。

## 5. 郷土景観を受け継ぐ緑を守る

市街地を取り囲む丘陵地の樹林地、田園、沿岸部の緑など、集落と一体となった郷土景観を継承します。

### (1) 丘陵地・段丘や田園景観の保全

○市街地を取り囲む丘陵地や段丘の樹林地については、本市が誇る緑豊かな自然景観として、二次林の維持管理、自然林及びその周辺の保護、保安林の指定の継続などにより、今後も良好な景観を保全します。

### (2) 水辺景観の保全

○輪島崎一帯の袖ヶ浜海岸などは、水辺の自然景観を良好な状態で維持しており、今後とも、その状態を維持するため、海岸の清掃、美化活動などにより、自然の海岸景観を保全します。

○河原田川、鳳至川などの河川については、市街地のまちなみや集落と調和した良好な景観を形成しており、今後も周辺の景観との調和のとれた河川緑地を保全します。



袖ヶ浜海岸



河原田川

## 6. 緑の交流拠点をつくる

人々が自然と触れ合うことができる場、緑を通して人と人の出会い・交流できる場として、大規模なレクリエーションの場や市街地の公園緑地などの整備を図ります。

### (1) 交流などを促進する公園緑地の確保

- レクリエーションの拠点となる一本松総合運動公園や鳳来山公園については、緑を通して多くの人々が交流できる場として、適切な維持管理、施設の長寿命化を図ります。
- 環境学習の場や野生の昆虫や植物に触れ合える場として、小・中学校や公園などの公共施設の整備、河川の親水空間の整備などを検討します。
- 市街地の農地については、農業体験を通じた学習や交流の場としての活用を検討します。



一本松総合運動公園



米づくり体験農園

### (2) 公園緑地の個性化

- 子どもの広場及びポケットパークは、その規模に応じ、高木の植栽、花壇の設置などによる緑化、地形や周辺条件を活かした整備を行い、画一的なものではなく、個々の場所により個性あるものとします。
- ゲートボール場は周辺に植栽や休憩施設を整備し、ゲートボール使用时以外にも周辺住民の交流の場として機能するよう多様化を図ります。

## 7. 市民と緑を育てる

人々が自然と触れ合うことができる機会、緑を通して人と人の出会い・交流できる機会をつくるため、また、市民の緑化に対する関心、協力を向上させ、官民一体となった緑のあるまちづくりを活発化させるため、助成や顕彰制度、緑に関するイベントの開催などを推進します。

### (1) 緑や環境に関する普及・啓発

- 記念植樹、献木の推進、広報活動の強化、緑化コンクールの開催、緑月間制度などの設定により、市民による緑化を促進するための普及啓発活動に努めます。
- 緑のあるまちづくりを活発化させるため、民有地の庭や花壇に対する顕彰制度の導入を検討します。
- 本市のホームページや「広報わじま」などにより、緑に関する情報提供を行い、緑化に関する住民の意識向上を図ります。
- 学校教育をはじめ、生涯学習等における環境教育の充実により、市民の環境保全意識の啓発に取り組みます。
- 子どもたちの環境問題への興味・関心、理解を深めるよう、アユやカジカ等の稚魚の放流活動など、自然環境の保全活動に取り組みます。

### (2) 民有地の緑化に対する援助

- 商店街の賑わい創出に資する緑化の推進などに対する支援を行い、まちなかの緑化を推進します。

### (3) 市民参加の仕組みづくり

- 個人・団体と連携を図り、情報の交換や収集、緑化・美化などの実践活動の場を広げます。
- 自然愛護団体などと連携をし、野鳥や植物の観察会、山林や草地、田園での草刈りや田植えなどの農業・林業体験を開催し、自然とふれあい、自然に対する理解を深める場の提供に努めます。
- 河川や海岸の美化活動への住民参加、住民による公園づくりなど、市民にできる緑化活動のシステムを検討します。

## 8. 都市公園の整備及び管理の方針

### (1) 都市公園の整備の方針

#### ① 住区基幹公園

住区基幹公園については、将来の人口動向や都市の発展に応じて身近に利用できる街区公園や、地区公園等の適切な配置・整備を図ります。

今後市街化が想定される既成市街地周辺では、土地区画整理事業などの開発に伴い、オープンスペースを整備し、街区公園として位置づけていきます。

#### ② 都市基幹公園

一本松総合運動公園（運動公園、都市計画決定面積 33.8ha）は、市民の憩いの場を提供する緑のオープンスペースとして重要な公園です。本公園では、公園施設の長寿命化、樹林地の散策路の整備、市民参加による公園づくりの推進、防災機能の強化、災害時の避難地としての周辺樹林の維持管理や設備整備などを図ります。

#### ③ 特殊公園

本市には、既存の鳳来山公園（風致公園）があり、その風致の維持のため、樹林の保全を図ります。また、眺望点でもあり、広場の整備に努めます。

#### ④ その他の都市公園

本市の商業の中心地は、朝市通りやわいち通りといった観光名所もあり、住民だけでなく多くの観光客も訪れます。また、「ウォーカブルシティ輪島」による快適で歩きやすいまちづくりの推進のため、まちの美観向上、周辺施設利用者の休息などに利用される広場公園の整備拡充を図る必要があります。そのため、道の駅輪島「ふらっと訪夢」、河川河口や結節点、歩行者系ネットワークの結節点周辺に広場公園を適宜配置します。

また、河原田川、鳳至川沿いは、市街地から徒歩で気軽に散策できる河川緑道と休憩地となる広場公園を、河川改修時などに併せて整備を図ります。

## (2) 都市公園の管理の方針

都市公園については、市民等が快適で安全・安心に利用できるよう適切に管理していくことが必要であるため、以下の方針に基づき管理を行っていきます。

- 都市公園の種類・機能、構造、利用状況などを踏まえ、適切な時期に巡視を行い、清掃や除草などの都市公園の機能を維持するために必要な措置を講じます。
- 施設の定期的な点検・診断調査を継続して実施し、施設の状態を把握するとともに、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、予防的な対策を講じます。
- 芝生や樹木、遊具など公園施設全体の安全かつ効率的な管理に努めるとともに、公園利用者の安全性に支障をきたす恐れがある場合には、速やかに必要な措置を講じます。
- 老朽化した施設は、計画的に更新するとともに、長寿命化を図っていきます。
- P-PFI 制度を活用した公民連携を検討し、公園整備と連動した適切な公園管理を推進します。

## 9. その他施設緑地の整備の方針

### (1) 公共施設緑地

本市の現況は住区基幹公園がなく、公園緑地の分布が少ないため、利便性を考慮し、公園緑地や市街地へのネットワークの機能充実が望まれ、幹線道路や河川沿いの歩道の整備や休憩地となるポケットパークや親水広場の整備を推進します。

また、既成市街地と同様に小学校などのグラウンドを地区住民に開放し、住区基幹公園を補完するものとしします。

○既存の子どもの広場については、植栽によりうるおいのある公園緑地として整備充実を図ります。また、住居も少なく市街化の可能性が低い地域では、地域住民の交流の場となっている公民館や集会所に隣接させて子どもの広場を設けます。

○小・中学校や高等学校は、住民の交流の場、災害時の一次的・緊急的な避難場所にも利用されるため、敷地周辺の防災植栽の整備を図ります。

○その他、石川県輪島漆芸美術館や石川県立輪島漆芸技術研修所、輪島市役所などの公開性のある緑地については、関係機関と調整しながら、今後も管理を行い、周辺住民の憩いの場としての機能を維持します。

○市街地にある駐車場の緑化を推奨し、緑豊かな市街地の形成を図ります。

○公共施設や公園などの緑化については、民間の資金と経営能力・技術力を活かした PFI 事業等の活用を検討します。

### (2) 民間施設緑地

民間施設緑地は、暫時その整備を促進誘導しますが、本計画では現状の緑地を維持するものとしします。

本市の民間施設緑地の大半を占める社寺境内は、市街地に残る貴重な緑地として、今後とも、その樹林地の維持を図ります。

その他の民間施設については、市街地の開発事業などの際に、土地所有者や企業の協力を得て、公開空地を設けるなどにより緑地を確保し、快適なまちづくりを図ります。

## 第6章 計画の推進と進捗管理

### 1. 推進体制

本計画における各種施策を推進するためには、社会経済情勢の変化や市民ニーズに柔軟に対応するとともに、本市で暮らし、活動するすべての関係者が主体となって緑のまちづくりに取り組むことが重要です。

そのため、市民、緑化活動団体、事業者、行政がそれぞれの役割を認識しながら、多様な主体の協働により、基本理念である「市民とつくる 快適で持続可能な 緑の“あい”のあるまち 輪島」の実現に向けて各種施策を推進します。

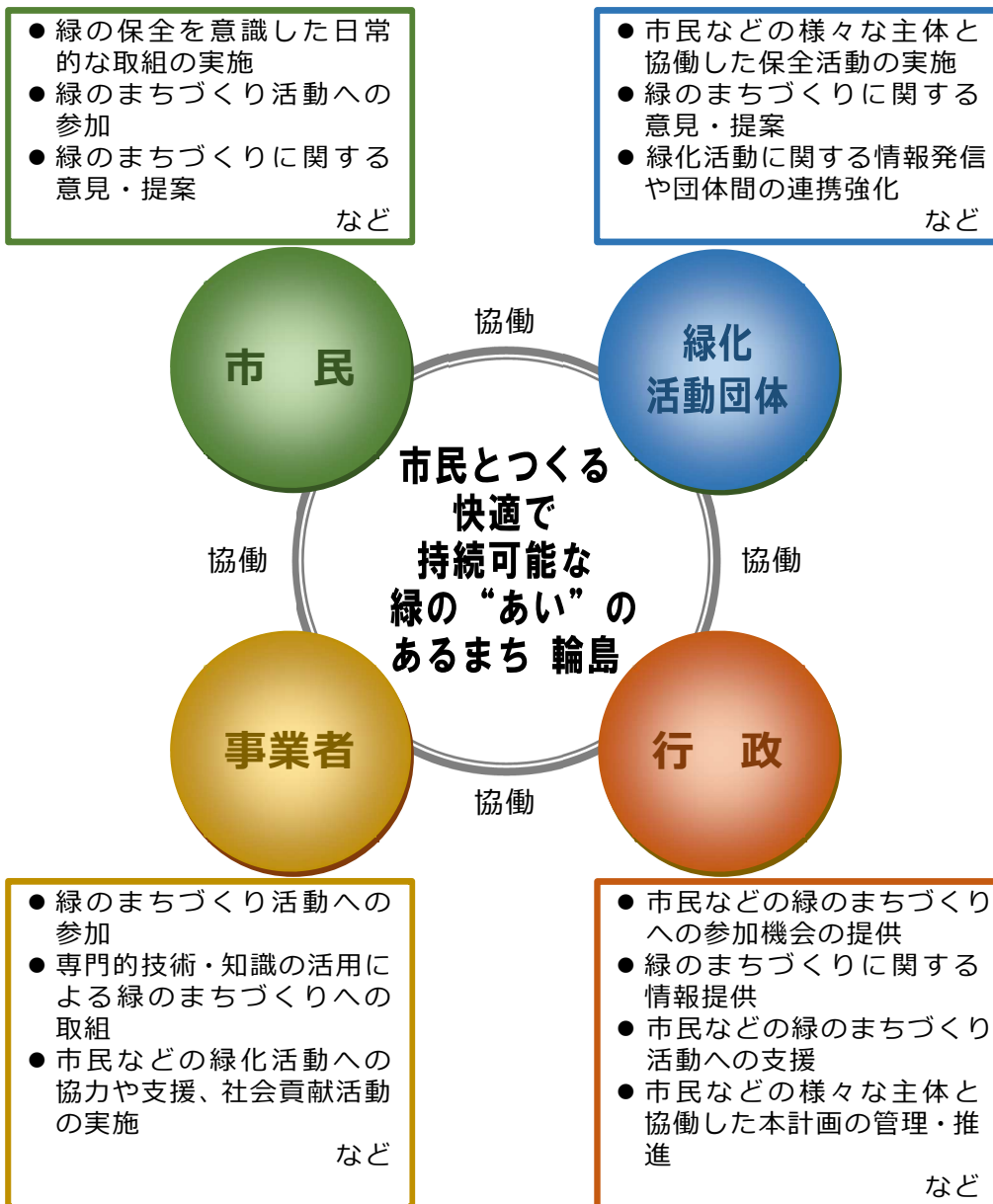


図 市民・緑化活動団体・事業者・行政の協働による推進体制イメージ

## 2. 進捗管理

本計画は長期にわたる計画であることから、各種施策の進捗については、社会経済情勢の変化や上位関連計画の見直し状況などを踏まえながら、段階的に取り組むことが求められます。

そのため、計画に記載された各種施策については、概ね5年毎に調査・分析及び評価を行い、計画の進捗状況や妥当性等を検証するものとします。

また、計画の評価と見直しについては、計画における各種施策を着実に推進するため、庁内関係各課の連携・調整のもと、PDCAサイクルの考え方にに基づき実施するものとし、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

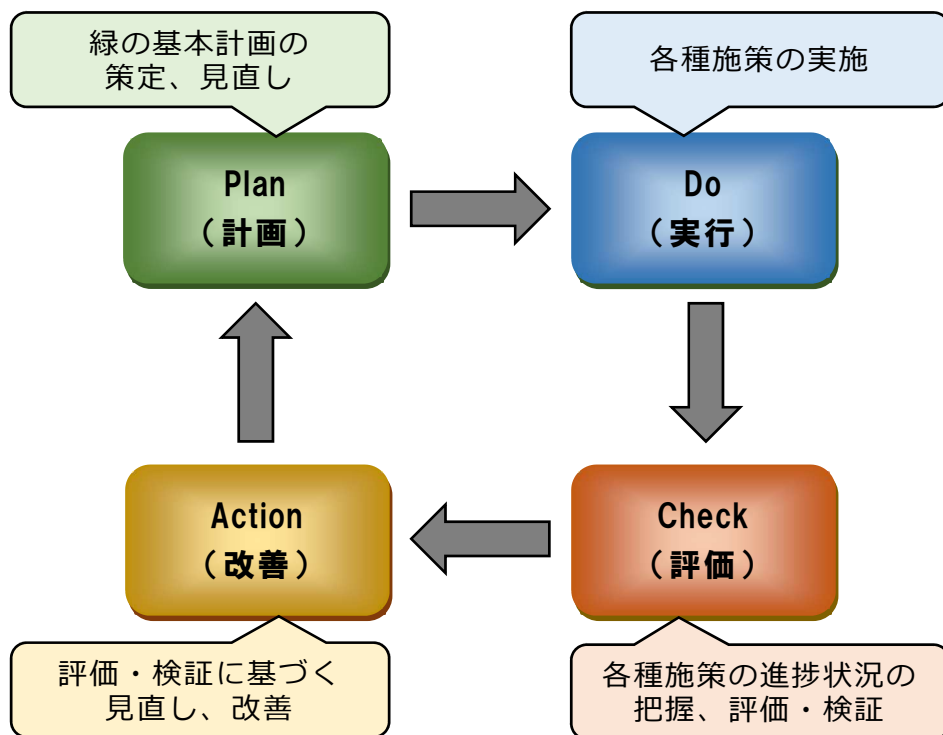


図 PDCA サイクルによる計画の評価と見直し